

令和6年版
県政レポート
(案)

令和6年6月
三重県

《子ども・福祉部 修正・抜粋版》

令和6年版 県政レポート(案)

【目次】

第2章 みえ元気プランで進める7つの挑戦(子ども・福祉部関係部分)

- (2) 新型コロナウイルス感染症等への対応 1
- (6)－1 次代を担う子ども・若者への支援・教育の充実(子ども支援) 6

第3章 施策の取組(子ども・福祉部主担当 6施策)

- 施策13－1 地域福祉の推進 12
- 施策13－2 障がい者福祉の推進 16
- 施策15－1 子どもが豊かに育つ環境づくり 22
- 施策15－2 幼児教育・保育の充実 26
- 施策15－3 児童虐待の防止と社会的養育の推進 30
- 施策15－4 結婚・妊娠・出産の支援 34

- (参考資料)用語説明 38

※ 本文中、「*」が付いている語句は、巻末の用語説明で説明を掲載しています。

(2) 新型コロナウイルス感染症等への対応

新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナ」という)対策では、令和5年5月8日以降、感染症法上の位置づけが季節性インフルエンザと同等の5類感染症に変更されたことから医療提供体制や入院調整、各種公費支援等、適切な経過措置を講じながら段階的に移行を進め、令和6年4月以降、通常の医療提供体制へ完全移行しました。また、令和6年3月末で一部継続していた経過措置を終了しましたが、通常の医療体制への完全移行による混乱等が生じないよう、電話相談窓口等の県独自の対応を継続しています。

新たな感染症に備えるため、新型コロナに関するこれまでの取組をふまえ、「三重県感染症予防計画」の保健・医療提供体制に関する記載事項を充実するとともに、各保健所で感染症危機管理ネットワーク会議を開催し、医療機関、消防、警察等の関係機関との連携体制の充実等を図りました。引き続き、感染症発生・まん延時に必要な保健・医療提供体制を確保するとともに、関係機関との連携体制の充実を図ります。

新型コロナの影響を受けた事業者に寄り添った支援では、コロナ禍やエネルギー・原材料価格等高騰の影響を乗り越え、従業員の賃金引き上げにつなげようとする中小企業・小規模企業の取組等を支援するため、生産性向上・業態転換支援補助金の交付を行うとともに、企業の資金繰りを支援するため、「セーフティネット資金・リフレッシュ資金」において伴走支援型特別保証を活用した全てのメニューの保証料の無料化や、融資対象の拡大を行いました。中小企業・小規模企業の経営環境は依然として厳しいことから、中小企業・小規模企業の事業継続に支障が生じないよう、手厚い資金繰り支援を行います。

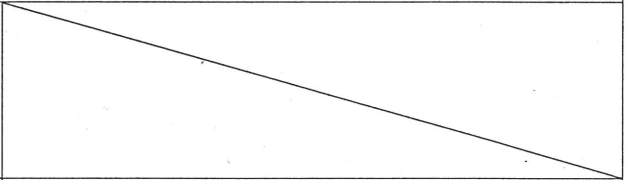
新型コロナの影響を受けた生活相談に係る支援では、こころの悩みに寄り添い、自殺予防を図るため、拡充した電話相談体制やSNSでの相談を継続して実施します。

新たな感染症による社会・経済活動への影響に備えるため、中小企業・小規模企業の事業継続計画の策定支援に引き続き取り組んでいきます。

以下は、7つの挑戦に記載されている「取組方向」の項目ごとに、令和5年度取組と令和6年度の課題と対応のうち、主なものを記載しています。

令和5年度の主な取組	令和6年度以降の課題と対応
◆新型コロナウイルス感染症対策	
・専門家の意見をふまえた感染症対策（関連施策：2-2）	
・新型コロナは、令和5年5月8日以降、感染症法上の位置づけが季節性インフルエンザと同等の5類感染症に変更され、通常の医療提供体制へ段階的に移行することとなったことから、関係団体等と連携のうえ、外来対応の拡大、病床確保によらない形での入院患者の受入、医療機関間による入院調整等を段階的に進め、令和6年3月末で一部継続していた特例措置を終了しました。	・通常の医療体制への完全移行による混乱や医療提供体制のひっ迫が生じないよう、県独自の対応として、電話相談窓口や感染状況(県内病院全体の在院者数)の把握等を当面の間継続します。
・必要な感染症対策をふまえた教育活動の継続、学校行事等の円滑な実施（関連施策：14-5）	

<ul style="list-style-type: none"> 学校における基本的な感染防止対策に取り組みました。地域や学校で感染が流行している場合には、活動に応じた感染防止対策を一時的に強化したうえで、各教科の指導や学校行事を実施しました。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、効果的な換気など基本的な感染防止対策を行いながら、学校教育活動を実施していきます。
<p>・外国人住民への情報提供と相談等の対応（関連施策：12-3）</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナに関する情報を、県多言語情報提供ホームページ(MieInfo)により、7言語(ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、ベトナム語、中国語、英語、日本語)で提供しました。 	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナの感染拡大で再認識された、外国人住民への適切な情報提供の必要性をふまえ、県多言語情報提供ホームページ(MieInfo)等により、外国人住民が必要とする行政や生活に関する情報を引き続き適切に提供します。
<ul style="list-style-type: none"> 外国人住民の生活全般に関わる相談を一元的に受け付ける「みえ外国人相談サポートセンター」(MieCo/みえこ)では、11言語(ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、ベトナム語、中国語、ネパール語、インドネシア語、タイ語、韓国語、英語、日本語)で相談に対応しました。また、弁護士や臨床心理士等による専門相談を実施するとともに、相談員研修の内容等を充実させ、相談機能の向上に取り組みました。さらに、ホームページの掲載内容を充実させ、相談者の利便性の向上を図りました。 	<ul style="list-style-type: none"> 「みえ外国人相談サポートセンター」(MieCo/みえこ)においては、外国人住民の増加に伴い生活全般に関する相談件数が増加するとともに、複雑な相談も増えてきていることから、弁護士等による専門相談により相談者に寄り添いきめ細かな対応を行うとともに、令和6年度からは庁内外の関係機関とともに相談事例についてのケース検討会を実施するなど、相談員の資質向上や相談体制の更なる充実に取り組みます。
<p>◆新たな感染症への備え</p>	
<p>・新たな感染症の発生に備えた体制整備（関連施策：2-2）</p> <p>・県民への正確な情報発信による感染予防・感染拡大防止（関連施策：2-2）</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナに関するこれまでの取組をふまえ、「三重県感染症予防計画」の保健・医療提供体制に関する記載事項を充実するとともに、感染症に係る医療提供体制等の数値目標を設定するなど、予防計画の改定を行いました。 	<ul style="list-style-type: none"> 「三重県感染症予防計画」の実効性を担保するため、県と医療機関等との間で、病床の確保や発熱外来の実施等にかかる協定を締結することで、感染症発生・まん延時に必要な保健・医療提供体制を確保します。 また、職員の研修を実施するなどにより、感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上を図るとともに、IHEAT等保健所の応援体制を整備し、保健所体制の強化を行います。
<ul style="list-style-type: none"> 事業所や施設等における感染症発生時の拡大防止のため、高齢者や障がい者の入所施設等の職員を対象に新型コロナ感染予防対策研修会を開催しました。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、事業所や施設等における感染症発生時の拡大防止のため、感染予防や感染拡大防止のための研修会を開催します。
<ul style="list-style-type: none"> 感染症指定医療機関等の運営や設備整備への支援、備蓄している抗インフルエンザ薬等の管理を行いました。また、感染症発生時は、医 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、発生すると社会的に影響の大きい感染症の発生に備えるため、感染症指定医療機関等の運営や設備整備への支援、備蓄して

<p>療機関、消防、警察等の関係機関との連携した対応が重要となることから、各保健所で感染症危機管理ネットワーク会議を開催し、連携体制の充実を図りました。</p>	<p>いる抗インフルエンザウイルス薬等の管理を行うとともに、各保健所で感染症危機管理ネットワーク会議を開催するなど、関係機関との連携体制の充実を図ります。</p>
<p>・ 感染症の流行状況に応じた正確な情報発信が重要であることから、感染症発生動向調査システム*等を活用した、感染症発生情報の収集・解析を行うとともに、県民等への正確な情報発信を行いました。</p>	<p>・ 引き続き、感染症の予防や感染拡大防止を図るため、感染症発生動向調査システム等を活用した、感染症発生情報の収集・解析を行うとともに、県民等への正確な情報提供に取り組みます。</p>
<p>・教育活動を継続するための感染症対策（関連施策:14-5）</p>	
<p>・ 学校における基本的な感染防止対策に取り組むとともに、地域や学校で感染が流行している場合には、各教科の指導や学校行事について、それぞれの活動内容に応じた感染防止対策を、一時的に強化する措置を講じて実施しました。</p>	<p>・ 引き続き、効果的な換気など基本的な感染防止対策を行いながら、学校教育活動を実施していきます。</p>
<p>・外国人住民をサポートする主体間のネットワークづくり（関連施策:12-3）</p>	
<p>・ 日本語教育支援者のWEB上のネットワークである「三重県日本語教育プラットフォーム」について、機会をとらえて関係団体等への参加を呼び掛けるとともに、外国人住民の支援に役立つ情報について、随時共有を行いました。</p>	<p>・ 日本語の習得を必要とする全ての外国人住民が学習の機会を得られるよう、市町の日本語教室開設の支援や学習支援ボランティアの育成等を行うとともに、日本語の支援が必要な地域を広くカバーするため、令和6年度はオンライン日本語教室をモデル的に実施します。</p>
<p>◆新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者に寄り添った支援</p>	
<p>・事業活動の継続と雇用の維持・確保に向けた支援（関連施策:5-1、5-2、7-1、8-1）</p>	
<p>・新型コロナにより大きな打撃を受けた観光産業の早期回復に向け、全国旅行支援を令和4年度に引き続き7月21日まで実施しました(利用者数:約240万人)。</p>	
<p>・ エネルギー・原材料価格高騰等の影響を乗り越え、従業員の賃金引き上げにつなげようとする中小企業・小規模企業の生産性向上や業態転換に向けた取組等を支援するため、生産性向上・業態転換支援補助金を3回に渡って公募、交付決定を行いました。(採択件数 合計570件)</p>	<p>・ 中小企業・小規模企業が、エネルギー価格や労務費等の高騰による影響を乗り越え、経営力の向上につなげ、成長と分配の好循環を実現できるよう、「三重県版経営向上計画」を活用しつつ、商工団体等が効果的に伴走支援できる体制の整備を引き続き行っていきます。</p>
<p>・ 新型コロナに加え、原油・原材料価格高騰等の影響を受けた企業の資金繰りを支援するため、「セーフティネット資金・リフレッシュ資金」において伴走支援型特別保証を活用した全てのメニューの保証料を無料化するとともに、利益率減少の場合にも利用できるよう融資対象を</p>	<p>・ 新型コロナや長期化する原油・原材料価格高騰等の影響を受けた中小企業・小規模企業の経営環境は依然として厳しく、また、4月にはゼロゼロ融資の返済開始の最後のピークが到来することから、中小企業・小規模企業の事業継続に支障が生じないよう手厚い資金繰り支援</p>

<p>拡大し、セーフティネット資金で1,639件、リフレッシュ資金で3,764件の新規貸付を行いました。</p>	<p>を行います。あわせて、物価高や労働力不足など構造的な課題の克服に向けて取り組む事業者が、設備投資や経営力強化に必要な資金を円滑に調達できるよう、新たな融資制度を創設し支援を行います。</p>
<p>・感染防止対策と両立した社会経済活動に対する支援（関連施策：5-1、5-2、5-3、7-1）</p>	
<p>・生活様式等の変化を的確に捉えた積極的に事業展開に対する支援（関連施策：5-3、7-1、7-4、8-2）</p>	
<p>・事業者の利便性に資するため、新型コロナの感染防止対策として急速に普及したオンラインの技術を活用し、海外向け商談会のうち計3回をオンライン形式(対面との併用を含む)で実施しました。</p>	<p>・コロナ禍の終息後、対面での展示会や商談会の機会が増えてきていますが、移動時間等の制約を受けない利便性から、オンラインの利用を希望される場合も少なくないため、引き続き、事業者の希望に応じ、オンラインを活用した商談機会も提供していきます。</p>
<p>・川下企業の新たなニーズを把握しながら、中小企業・小規模企業の取引拡大を支援するため、商談会を6回、展示会を2回開催し(参加受注企業 計77社)、県内外の川下企業との商談機会を提供してきました。また、首都圏の大規模展示会に出展する機会を提供しました。(会場出展 5社、オンライン出展 1社)</p>	<p>・取引拡大の機会を提供することは県内中小企業・小規模企業の経営力の強化のために有効な手段であるため、引き続き、受注企業のニーズにかなった商談機会の提供に取り組むとともに、工業研究所や(公財)三重県産業支援センター等との連携を強化することで、県内中小企業・小規模企業に対する効果的な販路開拓を行います。</p>
<p>・海外との往来の制限が解除され、海外ビジネスの本格的な再開が見込まれることから、海外企業との商談会等の取組を支援する制度を設け、県内中小・小規模企業の海外展開を支援しました。</p>	<p>・海外とのビジネスが本格的に再開され、海外市場の獲得など企業の海外展開は喫緊の課題となっており、引き続き、県内中小・小規模企業の海外展開を支援します。</p>
<p>・企業等によるワーケーション*を促進するため、ワーケーションプログラムのテストマーケティング等を通じて、企業ニーズや課題を把握し、より企業への訴求力があるプログラムの造成等に取り組みました。</p>	<p>・引き続き、企業等によるワーケーションを促進するため、首都圏において、観光や移住の紹介も含めたワーケーションプログラムのPRイベント等を開催します。</p>
<p>◆新型コロナウイルス感染症の影響を受けた生活相談に係る支援</p>	
<p>・相談者一人ひとりの状況に応じた相談支援(住居、生活資金、食料支援等) (関連施策:13-1) ・外国人からの生活相談対応 (関連施策:12-3)</p>	
<p>・物価高騰等の影響が長引く中、三重県生活相談支援センターに寄せられる生活に困窮する人からの相談に対し、相談者一人ひとりの状況に応じた相談支援(住居確保給付金など利用可能な支援サービスの実施、生活福祉資金特</p>	<p>・急激な物価高騰等の影響を受け、生活福祉資金特例貸付の償還を行っている世帯の生活状況が再び悪化することがないよう、生活困窮者自立支援法に基づく各種事業等を効果的に実施するなど、相談者一人ひとりの実情に応じた</p>

<p>例貸付の償還にかかる借受世帯へのフォローアップ等)に取り組みました。</p>	<p>丁寧な支援を行います。</p>
<p>・外国人住民の生活全般に関わる相談を一元的に受け付ける「みえ外国人相談サポートセンター」(MieCo/みえこ)では、11言語(ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、ベトナム語、中国語、ネパール語、インドネシア語、タイ語、韓国語、英語、日本語)で相談に対応しました。また、弁護士や臨床心理士等による専門相談を実施するとともに、相談員研修の内容等を充実させ、相談機能の向上に取り組みました。さらに、ホームページの掲載内容を充実させ、相談者の利便性の向上を図りました。【再掲】</p>	<p>・「みえ外国人相談サポートセンター」(MieCo/みえこ)においては、外国人住民の増加に伴い生活全般に関する相談件数が増加するとともに、複雑な相談も増えてきていることから、弁護士等による専門相談により相談者に寄り添いきめ細かな対応を行うとともに、令和6年度からは庁内外の関係機関とともに相談事例についてのケース検討会を実施するなど、相談員の資質向上や相談体制の更なる充実に取り組みます。【再掲】</p>
<p>・自殺に対する相談体制の確保 (関連施策:13-1)</p>	
<p>・「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」をめざし、「第4次三重県自殺対策行動計画」に基づき、自殺対策を総合的かつ計画的に推進しました。また、新型コロナの影響を背景としたこころの悩みに寄り添い、自殺予防を図るため、引き続き相談体制を強化しました。</p>	<p>・「第4次三重県自殺対策行動計画」に基づき、関係機関・団体、市町等と連携し、計画的に取り組むを推進します。また、新型コロナの影響をふまえ拡充した電話相談体制やSNSでの相談を引き続き実施します。</p>
<p>◆新たな感染症による社会・経済活動への影響の対応</p>	
<p>・新たな感染症に直面した際の備え (関連施策:13-1)</p>	
<p>・中小・小規模企業における事業継続に向けた対応強化 (関連施策:7-1)</p>	
<p>・「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」をめざし、「第4次三重県自殺対策行動計画」に基づき、自殺対策を総合的かつ計画的に推進しました。</p>	<p>・「第4次三重県自殺対策行動計画」に基づき、関係機関・団体、市町等と連携し、計画的に取り組むを推進します。</p>
<p>・国の「事業継続力強化計画」の仕組み等を活用しながら、商工会議所・商工会等と連携して、中小企業・小規模企業の事業継続計画(BCP)策定に向けた支援を行いました。また、独立行政法人中小企業基盤整備機構や損害保険会社等と連携して、策定のメリットや具体的ポイントをお伝えするセミナー・ワークショップを開催するなど、BCPの策定をめざす中小企業・小規模企業の支援を行いました。</p>	<p>・BCP策定には多くの作業が必要となるため、経営資源に限りのある中小企業・小規模企業にとってはハードルが高く、策定が進みにくい現状ですが、中小企業・小規模企業の自然災害等への備えを後押しすることは事業継続力強化のために重要であることから、国の「事業継続力強化計画」の仕組みの活用他、BCP策定マニュアルや、簡易な手順でBCPを策定するためのひな形の作成など、中小企業・小規模企業がBCP策定に着手しやすくなる方策も講じながら、中小企業基盤整備機構や商工会議所・商工会、みえ防災・減災センター等と連携して、中小企業・小規模企業のBCP策定を支援します。</p>

(6)-1 次代を担う子ども・若者への支援・教育の充実（子ども支援）

子どもの貧困対策については、ひとり親家庭の子どもの学習支援を実施する市町への補助や生活困窮家庭の小中高生への学習支援、就学支援金等による支援を実施しました。引き続き、市町への補助や学習支援を実施するとともに、「三重県ひとり親家庭等自立促進計画(第4期)」及び「三重県子どもの貧困対策計画(第2期)」について、令和6年度が最終年度となることから、次期計画の策定に取り組みます。

児童虐待防止では、令和5年度に児童相談所が関わっていた児童が死亡する事案が発生し、子どものかけがえのない命を守ることができませんでした。第三者による検証委員会の検証結果もふまえながら、再発防止策を講じることで児童虐待対応の一層の強化に取り組んでいきます。社会的養育の充実の取組では、里親支援業務を包括的に実施するフォスタリング*機関が里親支援センターへ移行する際の支援や、施設退所者の自立に向けた支援に取り組むほか、令和7年度から始まる次期社会的養育推進計画の策定に取り組みます。

ヤングケアラー*への支援では、引き続き、関係機関の職員を対象とした研修や、支援ハンドブックを活用した出前講座の実施に取り組むほか、当事者である子ども向けのハンドブックの作成に取り組みます。ひきこもり支援では、ひきこもりに関する正しい理解を促進するため、引き続き、フォーラムの開催などに取り組むほか、「三重県ひきこもり支援推進計画」について令和6年度が最終年度となることから、次期計画の策定に取り組みます。

子どもの居場所づくりでは、引き続き、子ども食堂や放課後児童クラブ等への運営支援、アドバイザーの派遣及び勉強会の開催等の人材育成支援に取り組みます。体験機会の創出に向けては、イベント開催を支援する補助金を創設するとともに、引き続き、子ども・子育て支援団体や企業等と連携しながら取組を進めていきます。

以下は、7つの挑戦に記載されている「取組方向」の項目ごとに、令和5年度の実績と令和6年度の課題と対応のうち、主なものを記載しています。

令和5年度の主な取組	令和6年度以降の課題と対応
◆子どもの貧困対策	
・学習支援の充実 ・修学支援制度による支援（関連施策:15-1）	
・ひとり親家庭等の自立を促進するため、ひとり親の生活困窮世帯の希望者に対して修学資金として 51 件、就学支度資金として 38 件等の新規の貸付を行いました。	・ひとり親家庭等に対して貸付を行う母子父子寡婦福祉資金(修学資金、就学支度資金を含む)について、家計急変者にも対応しながら、ひとり親家庭等の生活基盤の安定や自立の促進を図ります。
・ひとり親家庭の子どもの学習支援を実施する市町(8市町)へ補助しました。また、県所管地域(多気町を除く郡部)における生活困窮家庭に対しては、小学5、6年生を新たに対象に加えるとともに、オンラインの活用などにより児童・生徒(小中高生33名参加)の状況に応じた学習支援等に取り組ましました。	・ひとり親家庭の子どもの学習支援について、ひとり親家庭学習支援ボランティア事業の補助対象を低所得子育て世帯等にも拡大し、市町への補助を実施するとともに、県所管地域(多気町を除く郡部)における生活困窮家庭の児童・生徒等に対する学習支援等に取り組まします。

<ul style="list-style-type: none"> ・ 就学支援金を 26,854人、奨学給付金を 3,101人に支給するとともに、修学奨学金の貸与を 287人に行い、高校教育に係る経済的負担の軽減を図りました。奨学給付金については、家計急変世帯も支援対象にするとともに、県独自の支援として、物価高騰による学用品等の増額分を支給しました。就学支援金については収入が著しく減少した世帯を新たな支援対象に加え、家計急変世帯へのさらなる支援に取り組みました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高校教育に係る経済的負担の軽減を図るため、引き続き、就学支援金や奨学給付金の支給、修学奨学金の貸与等を行います。就学支援金や奨学給付金については引き続き家計急変世帯を支援対象にするとともに、奨学給付金の給付額を増額し、低所得世帯のさらなる負担軽減に取り組みます。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 小中学校における就学援助費のうち「新入学学用品費等」について、各市町で入学前支給に取り組まれるよう働きかけを行い、令和6年度の入学前支給は全ての市町で実施されることになりました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小中学校における就学援助が確実に行われるよう、国へ要望していくとともに、県内の市町等教育委員会の実態に応じた工夫などについての情報収集や各種会議における共有を図りながら、各市町教育委員会の就学援助制度の円滑な実施に向けた働きかけを行います。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 私立学校に通う子どもたちが安心して学べるよう、授業料減免を行った学校法人等(24法人)に対する助成や就学支援金(10,618人)および奨学給付金(1,222人)の支給等により、保護者等の経済的負担の軽減を図りました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭の経済状況に関わらず、子どもたちが私立学校で安心して学べるよう、授業料減免を行った学校法人等に対する助成、就学支援金および奨学給付金の支給を行います。さらに、就学支援金について、新たに県独自の上乘せ補助を行い、保護者等の経済的負担の軽減を図ります。
<p>・ひとり親家庭への支援 (関連施策:15-1)</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ ひとり親家庭向けの支援制度の認知度向上や利用促進を図るため、スマートフォン等で24時間アクセスでき、必要な情報が得られる「ひとり親家庭等相談用AI*チャットボット」システムを令和5年度から母子・父子福祉センターにおいて運用し、令和5年度のアクセス件数は418件でした。 ・ ひとり親家庭の生活の安定のため児童扶養手当を支給するほか、県独自の取組として物価高騰を受けた低所得のひとり親世帯を対象に子ども一人あたり2万円を7月に 11,071世帯、16,980人に給付しました。また物価高騰が長引くなか、追加対策として同様に子ども一人あたり2万円を年度末に 11,219世帯、17,361人に給付しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ひとり親家庭向けの支援制度の認知や利用を向上させるため、母子・父子福祉センターにおいて運用する「ひとり親家庭等相談用AIチャットボット」システムのFAQ(想定する質問内容)の向上に取り組むことで、相談体制の充実を図ります。 ・ 「三重県ひとり親家庭等自立促進計画(第4期)」及び「三重県子どもの貧困対策計画(第2期)」が最終年度となることから、本県の状況とひとり親家庭や子どもを取り巻く環境変化をふまえ、次期計画の策定に取り組みます。
<p>◆児童虐待防止と社会的養育の充実</p>	
<p>・児童虐待防止に向けた取組 (関連施策:15-3)</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和5年5月に児童相談所が関わっていた児 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和6年3月にとりまとめられた第三者による

<p>童が死亡する事案をうけて、第三者による検証委員会の検証結果を待たずに直ちに実施できる再発防止策として、「児童本人の安全を対面で確認することの徹底」、「一時保護の機会を逃さないリスク再評価の実施」、「リスク評価にかかる総合判断力の強化」、「関係機関との連携強化による安全確認体制の構築」に取り組みました。</p>	<p>検証委員会の検証結果もふまえ、今回のような事態が二度と発生することがないよう一層の再発防止策を講じることで、児童虐待対応の強化に取り組んでいきます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 国の「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に基づき、児童福祉司等の専門人材の確保を進めるとともに、研修等による計画的な人材育成に努めました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に基づき、児童福祉司や児童心理司の人材確保を計画的に推進するとともに、児童相談所の人材育成計画を策定し、研修等により専門人材の育成に努めます。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童相談所の相談体制を強化していくため、AIを活用した児童虐待対応支援システムの精度向上や、SNS を活用した相談対応に取り組みました。また、北勢児童相談所および鈴鹿児童相談所に外国人支援員を配置し、増加する外国につながる子どもの虐待防止対策に取り組みました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童や保護者の状況、家庭環境などの変化等をきめ細かく把握するため、対象児童が在籍する学校等を定期的にモニタリングする事業を更に拡大し、児童の見守り体制を強化していきます。 ・ 児童虐待相談対応件数が増加する中、児童相談所における虐待対応力の強化を図るため、虐待対応へのAI技術の活用によるリスクアセスメントのさらなる精度向上や職員の判断の質の向上を図り、迅速で的確な相談対応を行うとともに、その後の再発防止、家族再統合等の家族支援を行っていきます。 ・ 身近な相談ツールとしてSNSを活用した、子ども等が相談しやすい環境を整えるなど、児童相談所における相談体制を構築するとともに、生活環境や文化の違い等を理由に課題を抱えた外国につながる家庭からの相談に対応するため、引き続き児童相談所に外国人支援員を配置し、外国につながる子どもの虐待防止対策に取り組めます。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもの権利擁護を推進するため、多機関連携の推進や協同面接の確立に取り組むとともに、一時保護所等にアドボケート*を派遣し、子どもが意見表明できる体制整備に取り組みました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童虐待の防止に向け、保護者支援プログラムの周知や、保護者支援プログラムを実施できる児童福祉に関わる職員等の育成を行うなど、親子関係の再構築に係る体制を強化します。 ・ 改正児童福祉法に対応するため、一時保護所に加えて児童養護施設等にもアドボケートを派遣し、子どもが意見表明できる体制を整備していきます。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の対応力強化に向けて、市町との継続し 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「こども家庭センター」の設置を促進するた

<p>た定期協議を実施し、要保護児童対策地域協議会の運営強化のためのアドバイザー派遣等を行うとともに、市町職員を対象とした研修の充実を図りました。あわせて、令和6年度から市町への設置が努力義務とされた「こども家庭センター」の設置を見据えた、子ども家庭総合支援拠点の早期設置に向けた支援を行いました。</p>	<p>め、要保護児童対策地域協議会の体制強化を行うとともに、統括支援員を対象とした研修による人材育成や市町コーディネーターを配置し市町の児童相談体制の強化を図ります。</p>
<p>・社会的養育の充実（関連施策:15-3）</p>	
<p>・ 里親リクルートから里親研修、子どもとのマッチング、里親委託中から委託解除後の支援までを行うフォスタリング機関（里親養育包括支援機関）を新たに南勢志摩地域に設置（県内に4か所設置）し、里親制度を多角的に普及・啓発するとともに、新たな里親登録者の拡大、里親の養育技術の向上等の取組を進めました。また、里親家庭よりケアニーズが高い児童が委託されることが多いファミリーホームについて、職員体制整備のための補助金を創設し、家庭的養育の充実と職員の負担軽減に取り組みました。</p>	<p>・ 社会的養育推進計画に基づいて、施設職員の人材育成や施設の多機能化に向けた取組を支援し、一時保護専用施設の設置等を計画的に推進していきます。また、推進計画で設置を促進してきたフォスタリング機関が里親支援センターへスムーズに移行できるよう支援していきます。</p> <p>・ ファミリーホームにおいて、直接処遇職員の業務負担を軽減することを目的とした補助金の交付を継続し、ファミリーホームの機能充実を図ります。</p> <p>・ 令和7年度から始まる次期社会的養育推進計画の策定に向けて、検討委員会を立ち上げ、次期計画策定要領に基づいて計画の策定を図ります。</p>
<p>・ 児童養護施設等において、子どもに家庭的な環境を提供できるよう、施設の小規模グループケア化や地域分散化を支援し、令和5年度は東紀州地域において、初めての児童養護施設等を熊野市に整備しました。</p>	<p>・ 要保護児童に対する家庭的ケアの充実に向けて、施設養育においても小規模グループケア化や地域分散化を推進します。</p>
<p>・ 社会的養護経験者の円滑な自立に向けて、NPO等と連携し、施設等における自立支援体制を充実させるため、施設退所前から退所後まで切れ目のない支援体制の整備に取り組みました。</p>	<p>・ 社会的養護経験者は自立にあたって困難を抱える場合が多く、丁寧なサポートが必要であるため、施設等入所中から退所後まで一貫した相談支援体制を整備するなど、社会的養護経験者への切れ目のない支援に取り組みます。</p>
<p>・ 北勢児童相談所および国児学園の入所児童の生活環境の改善を図るため、老朽化が進む施設の建替えに向け、令和5年度は国児学園の整備基本計画を策定しました。</p>	<p>・ 令和5年度末に策定した基本計画に基づき、国児学園の寮舎等の建替えに向けた調査・設計を行います。また、北勢児童相談所の一時保護所の建替えに向けて、基本計画の策定を進めていきます。</p>

◆ヤングケアラーへの支援、ひきこもり支援	
・ヤングケアラーへの支援（関連施策:15-1）	
<ul style="list-style-type: none"> ・ ヤングケアラーの認知度向上のため、県民向け啓発フォーラムを開催(8月26日、166名参加)しました。また、学校・医療・福祉等の多様な関係者を対象とした支援ハンドブックを作成し、ハンドブックを活用した出前講座を実施(9回509名参加)しました。さらに、市町がヤングケアラーの家庭の家事援助等に活用可能な補助金を創設するとともに、第一発見者となる学校、医療、福祉等の関係機関が連携し、ヤングケアラーに適切な支援が早期に届けられるよう、体制整備を進めました。 ・ 関係機関と支援団体等とのパイプ役となり、ヤングケアラーを適切な福祉サービスにつなげられるよう、ヤングケアラー・コーディネーターを配置しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ヤングケアラーへの支援体制をさらに強化するために関係機関の職員を対象とした研修を開催するほか、ヤングケアラーを適切な福祉サービスにつなげられるようにヤングケアラー・コーディネーターを配置します。また、支援ハンドブックを活用した出前講座の実施、当事者である子ども向けのハンドブックの作成、ヤングケアラー等がいる家庭の家事・育児等の支援を実施する市町への補助を通じて、市町におけるヤングケアラーの早期把握や切れ目のない支援につなげていきます。 ・ 第一発見者となる学校、医療、福祉等の関係機関が連携し、ヤングケアラーに適切な支援が早期に届けられるよう、教育委員会等との連携を強化し体制整備を進めていきます。
・ひきこもり支援（関連施策:13-1）	
<ul style="list-style-type: none"> ・ ひきこもりに関する正しい理解を深めてもらうためのフォーラムの開催(9月3日、500名参加)や医療・介護関係者向けセミナーの開催、ひきこもり支援ハンドブックの配布、SNSを活用した情報発信等を通じて、ひきこもり支援に関する社会全体の機運醸成を図りました。また、市町における支援機能の充実に向けて、体制整備に取り組む市町に対する財政的支援を行うとともに、市町をはじめとした関係機関を対象とした、情報共有、事例検討、顔の見える関係づくりの機会となる会議を開催しました。 ・ 三重県ひきこもり地域支援センターの相談体制の拡充や多職種連携チームによるアウトリーチ*支援の充実などに取り組みました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ひきこもりに関する正しい理解を促進するため、県民向けフォーラムの開催やSNSを活用した定期的な情報発信等を行うとともに、当事者やその家族に寄り添った切れ目のない支援体制の構築に向けて、住んでいる地域に関わらず必要な支援を受けられる広域的な支援体制の整備を試行的に実施します。 ・ ひきこもりの当事者やその家族に寄り添った支援を行うため、三重県ひきこもり地域支援センターにおいて、精神保健に係る専門相談、多職種連携チームによるアウトリーチ支援、支援者のスキルアップ、関係機関とのネットワークづくり等に取り組みます。 ・ 「三重県ひきこもり支援推進計画」の計画期間が最終年度を迎えることから、これまでの取組状況や課題等を検証し、今後の取組方向等をまとめた次期計画を策定します。
◆子どもの居場所づくり、体験機会の創出	
・子どもの居場所づくり（関連施策:15-1）	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもの居場所づくり団体向けにアドバイザー派遣(6件)や勉強会の開催(全7回)、インターンシップ研修(6件)を実施するとともに、子ども食堂や学習支援教室等への運営支援(68件、12,581,800円)を行いました。また、学校 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「子どもの居場所」の活動を持続可能なものとするため、経済的支援や子どもの居場所づくりに向けた人材育成支援を行っていきます。支援にあたっては、子どもの居場所運営団体の意見等をふまえながら、多様化する「子どもの居場所

<p>給食のない期間等に、子ども食堂を開設する飲食店や朝食を提供する子ども食堂を掘り起こすことで、子どもの居場所の拡大に取り組みました。</p>	<p>所」の活動に沿った人材育成の充実等さまざまな「子どもの居場所」のニーズに対応していきます。</p>
<p>・体験機会の創出 (関連施策:15-1、15-2)</p>	
<p>・子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりに向け、子どもたちの学びや体験の機会を提供するため、「みえ次世代育成応援ネットワーク*」の活動として、会員企業において「オンゴトチャレンジミエキッズ(子どもの会社見学・出前講座を含む)」を11回実施しました。また、青少年がインターネットを通じて、犯罪やトラブルに巻き込まれる事例があるため、インターネットの適正利用に関する出前講座を30回実施しました。</p>	<p>・地域における継続的なイベント開催を支援する補助金を創設するとともに、「みえ次世代育成応援ネットワーク」の会員企業や子ども・子育て支援団体と連携しながら、子どもの学びや体験の機会の創出など、子どもの育ちを支援します。また、インターネットの適正利用に関する出前講座の実施など、青少年の健全育成に係る取組を実施します。</p>
<p>・地域住民等の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として、学習や体験活動等を行う放課後子ども教室を設置する市町に対して支援(17市町)しました。</p>	<p>・多くの地域住民の参画を得て、放課後等に児童が多様な学習や体験活動等を行えるよう、引き続き、放課後子ども教室を設置する市町を支援します。</p>

施策 13-1 地域福祉の推進

(主担当部局：子ども・福祉部)

施策の目標

(めざす姿)

高齢者、障がい者、子育て家庭、ひきこもりなどの生きづらさを抱える人が、自らの属性や抱えている課題に関わらず、質の高い福祉サービスや必要な支援を適切に受けられるよう、地域住民をはじめとするさまざまな主体が連携し、地域社会全体で支え合う体制づくりが進んでいます。

めざす姿の実現に向けた総合評価

総合評価	評価の理由
B	<p>重層的支援体制整備事業や同事業への移行準備事業に取り組む市町が増えるよう、人材育成等の支援に取り組みました。事業実施市町は僅かな増加にとどまりましたが、アウトリーチ*支援員による、面談・訪問・同行支援等が継続して進められています。</p> <p>また、UD タクシーの導入に課題はありますが、三重おもいやり駐車場利用証制度の運用や、鉄道事業者の駅舎のバリアフリー化支援等により、だれもが暮らしやすいユニバーサルデザイン*のまちづくりの取組が進められています。</p> <p>取組全般を通じて生きづらさを抱える人を地域社会全体で支え合う体制づくりがおおむね順調に進んでいます。</p>

[A 順調 B おおむね順調 C やや遅れている D 遅れている]

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和5年度の主な取組

① 地域福祉活動の推進と質の高い福祉サービスの提供

- ・多くの市町が重層的支援体制の整備に取り組めるよう、未実施市町との意見交換や、制度内容や先進事例等の積極的な情報発信を行うとともに、市町における包括的な相談支援体制の整備に必要な人材を育成するための研修会(7回)を開催しました。
- ・三重県における民生委員制度創設 100 周年の取組として、民生委員・児童委員活動に対する県民の理解が深まるよう、県内の大学生を対象としたインターンシップ事業の実施や、具体的な活動内容等をわかりやすく紹介するパンフレットや動画の作成等に取り組みました。
- ・災害時に避難所で生活する高齢者や障がい者等の要配慮者を支援するため、「三重県災害派遣福祉チーム(三重県DWAT*)」の養成研修等を実施し、44名を新たにチーム員として登録しました。また、令和6年能登半島地震の際には要請に基づき、チームを初めて現地へ派遣し、避難所内における福祉的相談対応等を行いました。さらに、災害時においても社会福祉施設等が最低限のサービス提供を維持していくため、事業継続計画(BCP*)策定研修会を4回実施し、BCPの策定を支援しました。
- ・社会福祉法人や介護保険・障害福祉サービス事業者等への指導監査について、オンライン監査も取り入れつつ、実地を基本とした指導監査等を実施しました。また、不適切保育や虐待事案の発生を受け特別監査を実施したほか、全ての保育所および認定こども園に対して実地監査を実施しました。加えて、会計専門家を活用した監査により社会福祉法人等の適正な運営と健全な経営を確保するとともに、提供される福祉サービスの質の向上に取り組みました(6法人)。

② 生きづらさを抱える人の支援体制づくり

- ・ひきこもりに関する正しい理解を深めてもらうためのフォーラムの開催(9月3日、500名参加)や医療・介護関係者向けセミナーの開催、ひきこもり支援ハンドブックの配布、SNSを活用した情報発信等を通じて、ひきこもり支援に関する社会全体の機運醸成を図りました。また、市町に

おける支援機能の充実に向けて、体制整備に取り組む市町に対する財政的支援を行うとともに、市町をはじめとした関係機関を対象とした、情報共有、事例検討、顔の見える関係づくりの機会となる会議を開催しました。さらに、三重県ひきこもり地域支援センターの相談体制の拡充や多職種連携チームによるアウトリーチ支援の充実などに取り組みました。

- ・高齢または障がい等を有する矯正施設入所者等が、再び罪を犯さず地域で暮らすことができるよう、「三重県地域生活定着支援センター」において、退所後等に直ちに福祉サービス等へつなげるための支援や、矯正施設等に入所することなく身柄を釈放された高齢者や障がい者と福祉サービスをつなぐための支援(入口支援)に取り組みました。

- ・「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」をめざし、「第4次三重県自殺対策行動計画」に基づき、自殺対策を総合的かつ計画的に推進しました。また、新型コロナウイルスの影響を背景としたところの悩みに寄り添い、自殺予防を図るため、引き続き相談体制を強化しました。

③ 生活困窮者の生活保障と自立支援

- ・生活保護受給者への支援が適切に行われるよう、福祉事務所に対して事務監査を実施するとともに、生活保護受給者の自立に向けて、ハローワーク等と連携して就労支援や健康管理支援事業による日常生活支援に取り組みました。

- ・物価高騰等の影響が長引く中、三重県生活相談支援センターに寄せられる生活に困窮する人からの相談に対し、相談者一人ひとりの状況に応じた相談支援(住居確保給付金など利用可能な支援サービスの実施、生活福祉資金特例貸付の償還にかかる借受世帯へのフォローアップ等)に取り組みました。

④ ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

- ・障がい者、高齢者や妊産婦などで、歩行が困難な人の外出を支援するため、「おもいやり駐車場」を必要とする人へ利用証を交付しました。また、公共施設や商業施設など、さまざまな施設で「おもいやり駐車場」の設置に協力いただけるよう取り組んだ結果、令和5年度末時点の登録区画数が対前年度75区画増の4,644区画となりました(「第5次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画」(以下、第5次UD計画)の令和8年度目標(4,820区画)に向けた毎年度の目標(66区画増)を達成)。

- ・誰もが安全で自由に移動できるよう、鉄道事業者が行う駅舎の段差解消やバリアフリートイレの設置に加えて、新たにICカードシステムの導入を支援するなど駅舎のバリアフリー化に取り組んだ結果、駅でICカードが利用できる中小民鉄及び第三セクター鉄道事業者数が2事業者となりました(第5次UD計画の令和8年度目標:3事業者)。また、UDタクシーの購入への県独自の補助を実施し、令和5年度補助実績は対前年度9台増の24台となりました。

⑤ 戦没者遺族等の支援

- ・県戦没者追悼式および沖縄「三重の塔」における戦没者慰霊式を開催し、参列できなかった方々に向けて式典の様子をオンラインで同時配信しました。

2. KPI(重要業績評価指標)の達成状況と評価

KPIの項目							関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度		6年度	7年度	8年度	5年度の 評価	
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値		
多機関協働による包括的な相談支援体制を構築している市町数							①	
—	13市町	17市町	82.4%	21市町	—	29市町	c	
9市町	13市町	14市町		—	—	—		
アウトリーチ支援員による面談・訪問・同行支援件数(延べ)							②③	
—	200件	225件	120.9%	250件	—	300件	a	
169件	237件	272件		—	—	—		

UD タクシーの導入率						④	
—	12%	16%	54.4%	21%	—	29%	d
7% (2年度)	7.7% (3年度)	8.7% (4年度)		—	—	—	

3. 今後の課題と対応

基本事業名

・令和6年度以降に残された課題と対応

① 地域福祉活動の推進と質の高い福祉サービスの提供

- ・より多くの市町で包括的な支援体制の整備が進むよう、研修会の開催等により、市町等に対して、職員の専門性の確保など市町が抱える課題の解決に向けた支援や体制整備促進の場づくり等を行うとともに、取組が進んでいない市町に対して、課題の聴き取りや、先進事例の共有を行うことで、取組のきっかけや手がかりを見つける後押しをするなど、支援の充実を図ります。また、「三重県地域福祉支援計画」の計画期間が最終年度を迎えることから、これまでの取組状況や課題等を検証し、次期計画を策定します。
- ・民生委員・児童委員の「なり手」の確保が年々困難となっている状況をふまえ、民生委員・児童委員の負担軽減や活動の効率化に向けた支援の充実に取り組みむとともに、活動内容に関する県民の理解が深まるよう、積極的な情報発信に取り組みます。
- ・災害時における要配慮者に対する福祉支援の提供に向けて、三重県DWATの体制を強化するとともに、広域受援体制の充実等に取り組みます。また、災害時においても社会福祉施設等が最低限のサービス提供を維持していくため、社会福祉施設等における事業継続計画(BCP)の策定および実効性の向上を促進していきます。
- ・オンライン監査や動画配信での法人研修なども組み合わせながら、実地を基本とした監査を実施していきます。また、施設利用者への虐待や不適切保育など社会的な状況に対応した重点的な監査を行うため、新たに社会保険労務士を活用することで社会福祉法人等の適正な運営と勤務環境の改善を促進し、提供される福祉サービスの質の向上に取り組みます。

② 生きづらさを抱える人の支援体制づくり

- ・ひきこもりに関する正しい理解を促進するため、県民向けフォーラムの開催やSNSを活用した定期的な情報発信等を行うとともに、当事者やその家族に寄り添った切れ目のない支援体制の構築に向けて、住んでいる地域に関わらず必要な支援を受けられる広域的な支援体制の整備を試行的に実施します。
- ・ひきこもりの当事者やその家族に寄り添った支援を行うため、三重県ひきこもり地域支援センターにおいて、精神保健に係る専門相談、多職種連携チームによるアウトリーチ支援、支援者のスキルアップ、関係機関とのネットワークづくり等に取り組みます。
- ・「三重県ひきこもり支援推進計画」の計画期間が最終年度を迎えることから、これまでの取組状況や課題等を検証し、今後の取組方向等をまとめた次期計画を策定します。
- ・矯正施設退所者等が抱える課題が複雑化・複合化する中、犯罪や非行をした人を孤立させず、円滑に地域生活へ移行し安定した生活を送ることができるよう、国や市町、関係団体等と連携した福祉サービスの利用支援等に取り組みます。また、「三重県再犯防止推進計画」の計画期間が最終年度を迎えることから、これまでの取組状況や課題等を検証し、次期計画を策定します。
- ・「第4次三重県自殺対策行動計画」に基づき、関係機関・団体、市町等と連携し、計画的に取組を推進します。特に、若者の自殺予防のため、精神医療に係る専門的なアドバイザーを学校等に派遣します。また、新型コロナの影響をふまえ拡充した電話相談体制やSNSでの相談を引き続き実施します。

③ 生活困窮者の生活保障と自立支援

- ・急激な物価高騰等の影響を受け、生活福祉資金特例貸付の償還を行っている世帯の生活状況が再び悪化することがないように、生活困窮者自立支援法に基づく各種事業等を効果的に実施するなど、相談者一人ひとりの実情に応じた丁寧な支援を行います。

・生活に困窮する人に対して、健康で文化的な最低限度の生活を保障するため、生活保護法に基づいて必要な扶助費を給付するとともに、被保護者の状況に応じ、就労、健康、生活面等の自立に向けた支援に取り組めます。

④ ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

・「おもいやり駐車場」について、さまざまな主体と連携して普及啓発に取り組み、障がい者、高齢者や妊産婦などで、歩行が困難な人の外出を支援します。

・誰もが安全で自由に移動できるまちづくりを進めるため、引き続き、鉄道駅のバリアフリー化（段差解消、バリアフリートイレの設置、ICカードシステムの導入）の支援等に取り組めます。また、UDタクシーの導入が進んでいないことから、UDタクシー購入に対する補助を継続するとともに、国土交通省が新たなUDタクシー認定レベルを追加したことから、国や他府県の動向を注視しつつ、県としての支援制度の対応について検討していきます。

⑤ 戦没者遺族等の支援

・遺族等の高齢化が進む中、戦争の記憶を風化させないよう、県戦没者追悼式や沖縄「三重の塔」での慰霊式等を通して、戦争犠牲者を追悼し、戦争の悲惨さと平和の尊さを次世代に継承していきます。また、沖縄「三重の塔」については、参列しやすい環境整備に取り組めます。

(参考)施策にかけたコスト (単位:百万円)

	令和4年度	5年度	6年度
予算額等	4,984	5,334	4,412
概算人件費	570	565	—
(配置人員)	(64人)	(64人)	—

施策 13-2 障がい者福祉の推進

(主担当部局：子ども・福祉部)

施策の目標

(めざす姿)

障がい者が必要な支援を受けながら、自らの決定や選択に基づいて生活・就労する機会を確保するため、グループホームなどの居住の場や日中活動の場の確保、多分野での就労支援が進んでいます。また、障がいの有無に関わらず、誰もが尊重し合いながら共生する社会の実現のため、障がい者の差別解消および虐待防止、情報保障など、障がい者の権利を守るための取組が進んでいます。

めざす姿の実現に向けた総合評価

総合評価	評価の理由
B	障がい者の地域生活を支援するための福祉サービスの充実や相談支援体制の強化、農林水産業における障がい者の就労機会を充実させるためのマッチング活動支援等に取り組んだ結果、必要な支援を受けながら地域で自立した生活をしている障がい者数や、農林水産業の作業に新たに就労した障がい者数が増加するなど、取組が着実に進んでいます。医療的ケア*が必要な障がい児・者とその家族に対する支援については、コーディネーターの養成者数を前年度から増やすなど、取組がおおむね順調に進んでいます。障がい者の差別解消、虐待防止に向けた普及啓発、研修等を行うなど、障がい者の権利擁護の推進に取り組んでいます。施設等において虐待が発生するなど課題が残っています。

[A 順調 B おおむね順調 C やや遅れている D 遅れている]

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和5年度の主な取組

① 障がい者の地域生活・就労の支援と福祉サービスの充実

- ・障がい者の自立および社会参加の支援等のための施策の基本方向を定めた「みえ障がい者共生社会づくりプラン(2021年度～2023年度)」に基づき、総合的かつ計画的な障がい者施策の推進に取り組むとともに、本県の状況と障がい者を取り巻く環境変化をふまえ、次期プラン(2024年度～2026年度)を策定しました。
- ・障がい者の地域移行・地域生活を支援するため、グループホーム1か所、重度障がい児・者対象の通所施設1か所の整備に対する補助を行いました。
- ・福祉事業所における利用者の工賃向上に向けて、研修会や専門家の派遣を実施し、事業所の経営改善を支援しました。また、福祉事業所の受発注の仲介、調整、品質管理の指導等を行う共同受注窓口*みえの取組を支援しました。さらに、福祉事業所等からの優先調達に取り組み、82,000千円の目標額に対して、調達実績は79,042千円となりました。
- ・医療的ケア児・者相談支援センターを中心に、医療的ケアが必要な障がい児・者とその家族に対する相談支援や支援者への支援、多職種連携、福祉事業所等職員を対象とした研修等を実施しました。また、医療的ケア児・者コーディネーターを36人養成しました。
- ・サービス管理責任者等研修(935人修了)や障害者ピアサポート研修(14人修了)を実施し、福祉事業所職員の人材育成と資質の向上を図りました。

② 障がい者の相談支援体制の強化

- ・障がい者の地域での生活を支援するため、市町など身近な相談支援機関と連携しながら、自閉症・発達障がい、高次脳機能障がい、就業・生活支援等の専門的・広域的な相談支援を実施しました。

・相談支援人材の育成、質の向上に向けて、相談支援専門員を対象とした研修(239人修了)を実施しました。

③ 農林水産業と福祉との連携の促進

・農林水産業における障がい者の就労拡大に向け、農林水産事業者や福祉事業所等からの相談を受け、双方のニーズを把握・マッチングするワンストップ窓口を設置し、その活動を支援しました。

・農業では、農業者による障がい者雇用や福祉事業所による施設外就労*等を支援するため、農業者や福祉事業所、障がい者に対して、具体的なアドバイスを行う農業ジョブトレーナー*や農福連携*技術支援者といった専門人材を育成するとともに、人材の活動方法を取りまとめたマニュアルの作成に取り組みました。

・林業では、キノコや苗木生産事業における施設外就労等を促進するため、コーディネーターの育成(1名)や事業者と福祉事業所のマッチング活動支援(7件)に取り組みました。

・水産業では、水産関係者と福祉関係者の連携強化や作業請負のマッチングに向け、水産業と福祉をつなぐ水福連携コーディネーターの活動支援に取り組みました。

④ 精神障がい者の保健医療の確保

・精神障がい者の地域移行・地域定着を推進するため、ピアサポーター*による長期入院患者との交流や退院後の不安を軽減する取組を進めるとともに、鈴鹿・亀山圏域、津圏域および伊賀圏域においてアウトリーチ*事業を実施しました。

・「三重県アルコール健康障害対策推進計画(第2期)」および「三重県ギャンブル等依存症対策推進計画」に基づき、依存症の予防や、早期発見・早期介入、相談支援、治療体制の充実に取り組みました。

⑤ 障がい者の差別解消および虐待防止と社会参加の推進

・「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」に基づき、めざすべき社会の実現や障がい者の差別解消に向けて広く普及啓発に取り組むとともに、専門相談員を配置し、障がい者やその家族等からの相談に対応しました。また、こころのバリアフリーセミナーを開催し、県民を対象に合理的配慮に関する事例検討のグループワーク等を行い、理解促進に努めました。

・障害者差別解消法の改正により、令和6年4月に事業者による合理的配慮の提供が法的義務となることから、新たに障がい者差別解消啓発推進員を配置し、アウトリーチによる啓発を実施しました。

・障がい者虐待については、虐待の未然防止、早期発見、迅速で適切な対応を行うため、市町や施設等職員に対し障がい者虐待防止・権利擁護研修(775人受講)を実施するとともに、専門家チームを活用して助言等を得ながら、虐待事案の発生した施設等に対し改善に向けた指導を行いました。

・「第2次三重県手話施策推進計画」に基づき、県民、事業者および学生向け手話講座(15回、498人受講)や、県職員や市町担当者等に対する手話研修(5回、35人受講)などの取組を進めました。また、本県の状況と聴覚障がい者を取り巻く環境変化をふまえ、「第3次三重県手話施策推進計画(2024年度～2026年度)」を策定しました。

・三重県障がい者芸術文化活動支援センターにおいて、「三重県障がい者芸術文化祭」を開催するとともに、受賞作品や県内アーティストによる作品の巡回展示(3回)等を開催し、発表の機会の創出に取り組みました。

2. KPI(重要業績評価指標)の達成状況と評価

KPIの項目							関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度		6年度	7年度	8年度	5年度の 評価	
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達 成状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値		
グループホーム等において地域で自立した生活をしている障がい者数							①	
—	2,040人	2,150人	110.9%	2,260人	—	2,480人	a	
1,943人	2,159人	2,385人		—	—	—		
就労において支援を必要とする障がい者の一般就労における定着率							①②	
—	82.0%	82%	97.9%	82%	—	82%	b	
77.7%	83.6%	80.3%		—	—	—		
医療的ケア児・者コーディネーター養成者数(累計)							①	
—	183人	213人	92.3%	240人	—	300人	b	
153人	174人	210人		—	—	—		
農福連携に係る取組において農林水産の作業に新たに就労した障がい者数							③	
—	76人	76人	118.4%	76人	—	76人	a	
49人	83人 農 56人 林 15人 水 12人	90人 農 53人 林 19人 水 18人		—	—	—		
「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」に基づく相談支援件数							⑤	
—	11件	15件	86.7%	19件	—	27件	b	
7件	11件	13件		—	—	—		

3. 今後の課題と対応

基本事業名

・令和6年度以降に残された課題と対応

① 障がい者の地域生活・就労の支援と福祉サービスの充実

- ・地域により障害福祉サービスの整備状況に格差があるとともに、重度障がい児・者の地域生活を支援するサービスが不足していることから、引き続き、グループホームなどの居住の場や重度障がい児・者を対象とした日中活動の場の整備を促進していく必要があります。また、新たに策定した「みえ障がい者共生社会づくりプラン」に基づき、総合的かつ計画的に障がい者施策を推進していきます。
- ・物価高騰の影響等により厳しい経営状況が続く中、工賃等の向上を図り、障がい者の就労を支援する必要があるため、福祉事業所の経営改善に向けた研修会や専門家の派遣を実施するとともに、共同受注窓口みえの取組を支援します。また、福祉事業所等からの優先調達の推進や県庁での物品販売への支援にも取り組みます。
- ・医療的ケア児・者やその家族が地域で安心して生活できるよう、三重県医療的ケア児・者相談支援センターを中心に、当事者等からの相談支援、支援者への支援、人材育成等に取り組むとともに、地域ネットワークにおける多職種連携による活動を支援するなど、地域での受け皿の整備を進めます。
- ・福祉事業所職員の人材育成と資質の向上を図るため、サービス管理責任者等研修の充実や障害者ピアサポート研修の実施に取り組みます。

② 障がい者の相談支援体制の強化

- ・自閉症・発達障がい、高次脳機能障がい、就業・生活支援等の専門的・広域的な相談支援を実施するとともに、市町が行う身近な相談支援と連携し、障がい者の相談支援体制の整備を進めます。
- ・障がい者施設等における強度行動障がいによる対応が難しい事案について、指導助言が可能な高い専門性を有する「広域的支援人材」が現場の施設等を訪問して、適切なアセスメントと有効な支援方法の整理等を現場の施設等職員と共に行うことで、強度行動障がいを有する障がい児・者へ適切に対応できる支援スキルを持つ人材を育成し、虐待の未然防止、利用者の安定した生活や職員の負担軽減につなげます。
- ・市町と連携して相談支援専門員を対象とした研修を実施することで、地域で相談支援を担う人材の育成と資質の向上を図り、相談支援の質を高めます。

③ 農林水産業と福祉との連携の促進

- ・農林水産業における障がい者のさらなる就労拡大に向け、農林水産事業者や福祉事業所等のニーズを把握・マッチングするワンストップ窓口を引き続き設置し、その活動を支援するとともに、農林水福連携に取り組む事業者と企業等をマッチングし、農林水福連携により生産された生産物やその加工品の企業等における利用を新たに促進します。
- ・農業では、農業ジョブトレーナーや農福連携技術支援者といった農業と福祉をつなぐ人材の育成や活動支援に引き続き取り組みます。
- ・林業では、障がい者のさらなる就労拡大に向け、コーディネーターの育成や事業者と福祉事業所のマッチング活動支援を強化します。
- ・水産業では、障がい者のさらなる就労拡大に向け、引き続き、水産関係者と福祉事業所等のマッチングに取り組むコーディネーターの活動を支援します。

④ 精神障がい者の保健医療の確保

- ・精神障がい者の地域移行・地域定着を推進するため、ピアサポーターによる長期入院患者との交流や退院前の不安を軽減する取組を進めるとともに、退院後の生活を支援するアウトリーチ事業を実施します。引き続き、精神障がい者が安心して自分らしく暮らすことができるよう「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の充実を図ります。
- ・「三重県アルコール健康障害対策推進計画(第2期)」および「三重県ギャンブル等依存症対策推進計画」に基づき、啓発をはじめ、治療拠点機関を中心とした早期発見・早期介入、当事者・家族等の相談支援に取り組みます。また、治療拠点機関が自助グループと連携し、患者の治療や社会復帰を支援する取組を促進します。

⑤ 障がい者の差別解消および虐待防止と社会参加の推進

- ・障害者差別解消法の改正により、令和6年4月から事業者による合理的配慮の提供が法的義務となったことから、法改正の内容の一層の普及啓発を進めるため、引き続き事業者等を対象としたアウトリーチによる啓発を行います。あわせて、障がいを理由とした差別の解消のための相談事例等の検証を進めていきます。
- ・障がい者虐待の未然防止、早期発見、迅速で適切な対応に向け、市町や施設等職員に対し障がい者虐待防止・権利擁護研修を実施するとともに、専門家チームから助言等を得ながら、虐待事案の発生した施設等に対し粘り強く改善に向けた指導を行います。
- ・新たに策定した「第3次三重県手話施策推進計画」に基づき、手話講座等の実施や聴覚障がい者の情報保障に取り組むなど、手話が広く利用される共生社会の実現に向けた手話施策を推進していきます。
- ・障がい者が持つ個性や能力を発揮し、生きがいを実感できる共生社会づくりのため、三重県障がい者芸術文化活動支援センターにおいて、多様な発表機会の創出を行うとともに、専門人材を活用した相談支援等により、障がい者の芸術文化活動を支える人材の育成、関係者のネットワークづくり等の取組を進めていきます。

(参考)施策にかけたコスト (単位:百万円)

	令和4年度	5年度	6年度
予算額等	18,933	20,256	20,181
概算人件費	650	626	—
(配置人員)	(73人)	(71人)	—

施策 15-1 子どもが豊かに育つ環境づくり

(主担当部局：子ども・福祉部)

施策の目標

(めざす姿)

生まれ育った環境に関わらず、子どもが権利の主体として尊重され、豊かに育つことができるよう、企業や団体等のさまざまな主体による支援の拡大や、子どもの居場所の確保が進んでいます。また、ひとり親家庭や経済的に困窮している子育て家庭、ヤングケアラー*、発達に課題を抱える子どもなど、支援を必要とする子どもやその保護者を適切な支援につなげるため、地域における支援体制の構築が進んでいます。

めざす姿の実現に向けた総合評価

総合評価	評価の理由
A	<p>地域の実情に応じた子ども・子育て支援事業の拡充が図られるよう、市町への補助制度を創設したことに加えて、企業や団体等の参加を得て子どもたちに体験機会を提供したほか、子どもの居場所の拡大に取り組むなどにより、めざす姿の実現に向けた取組が着実に進んでいます。また、支援を必要とする子どもやその保護者を適切な支援につなげるため、ヤングケアラーを支援するためのハンドブックの作成、ひとり親家庭向けの学習支援、発達障がいに関する連続講座の開催などに取り組んだ結果、地域における支援体制の構築が進んでいます。</p>

[A 順調 B おおむね順調 C やや遅れている D 遅れている]

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和5年度の主な取組

① 子どもの育ちを支える地域社会づくり

- ・子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりに向け、子どもたちの学びや体験の機会を提供するため、「みえ次世代育成応援ネットワーク*」の活動として、会員企業において「オシゴトチャレンジミエキッズ(子どもの会社見学・出前講座を含む)」を11回実施しました。また、青少年がインターネットを通じて、犯罪やトラブルに巻き込まれる事例があるため、インターネットの適正利用に関する出前講座を30回実施しました。
- ・「三重県子ども条例」に基づき、子どもの生活に関する意識、実態等について、小・中・高校生や保護者、県民を対象にアンケート調査を実施し、「みえの子ども白書」として取りまとめて公表しました。
- ・子どもや子育て家庭を支援するため、市町が地域の実情に合わせて工夫を凝らして実施する独自事業に対する補助制度「みえ子ども・子育て応援総合補助金」を創設し、母親の孤立を防ぐ取組や、学校の長期休業期間における子どもの居場所づくり等の53事業を採択しました。

② 家庭教育応援と男性の育児参画の推進

- ・男性の育児・家事の事例を募集・表彰する「ファザー・オブ・ザ・イヤーin みえ」を開催し、1,757件の応募総数から25作品を表彰し、男性の育児参画に関する普及啓発を行うとともに、家事・育児のノウハウ習得に役立つ動画及びガイドブックを作成し、男性の家事・育児スキルの向上に取り組みました。
- ・男性の育児休業を推進する上での課題について、企業の人事・労務担当者や管理職等を対象とした座談会を2回開催するとともに、男性の育児休業取得事例等の収集・情報発信を実施し、男性が希望に応じて育児休業を取得できる職場環境づくりを進めました。また、地域の企業が子育て世帯に対してさまざまな特典を提供する「子育て家庭応援クーポン」をアプリ化し、手軽に利用できる環境を整備しました。

- ・子どもを持つ親同士が、子育てについての悩みや思いについて語り合うワークショップ「みえの親スマイルワーク」を11回開催するとともに、「みえの親スマイルワーク養成講座」にて、ファシリテーターの養成を行うことで、子育て中の保護者同士がつながりを深める機会の提供や人材の育成に取り組みました。
- ・保護者の負担感・不安感の軽減を図るため、家庭教育の分野で活動している方にコラム形式で執筆してもらい、保護者が子育てのヒントなどを学べる家庭教育応援WEB講座を新たに13講座追加しました。

③ 子どもの貧困対策の推進

- ・子どもの居場所づくり団体向けにアドバイザー派遣(6件)や勉強会の開催(全7回)、インターシップ研修(6件)を実施するとともに、子ども食堂や学習支援教室等への運営支援(68件、12,581,800円)を行いました。また、学校給食のない期間等に、子ども食堂を開設する飲食店や朝食を提供する子ども食堂を掘り起こすことで、子どもの居場所の拡大に取り組みました。
- ・ひとり親家庭の生活の安定のため児童扶養手当を支給するほか、県独自の取組として物価高騰を受けた低所得のひとり親世帯を対象に子ども一人あたり2万円を7月に11,071世帯、16,980人に給付しました。また物価高騰が長引くなか、追加対策として同様に子ども一人あたり2万円を年度末に11,219世帯、17,361人に給付しました。
- ・ひとり親家庭向けの支援制度の認知度向上や利用促進を図るため、スマートフォン等で24時間アクセスでき、必要な情報が得られる「ひとり親家庭等相談用AI*チャットボット」システムを令和5年度から母子・父子福祉センターにおいて運用し、令和5年度のアクセス件数は418件でした。
- ・ひとり親家庭等の自立を促進するため、ひとり親の生活困窮世帯の希望者に対して修学資金として51件、就学支度資金として38件等の新規の貸付を行いました。
- ・ひとり親家庭の子どもの学習支援を実施する市町(8市町)へ補助しました。また、県所管地域(多気町を除く郡部)における生活困窮家庭に対しては、小学5、6年生を新たに対象に加えるとともに、オンラインの活用などにより児童・生徒(小中高生33名参加)の状況に応じた学習支援等に取り組みました。
- ・ヤングケアラーの認知度向上のため、県民向け啓発フォーラムを開催(8月26日、166名参加)しました。また、学校・医療・福祉等の多様な関係者を対象とした支援ハンドブックを作成し、ハンドブックを活用した出前講座を実施(9回509名参加)しました。さらに、市町がヤングケアラーの家庭の家事援助等に活用可能な補助金を創設するとともに、第一発見者となる学校、医療、福祉等の関係機関が連携し、ヤングケアラーに適切な支援が早期に届けられるよう、体制整備を進めました。
- ・関係機関と支援団体等とのパイプ役となり、ヤングケアラーを適切な福祉サービスにつなげられるよう、ヤングケアラー・コーディネーターを配置しました。
- ・就学支援金を26,854人、奨学給付金を3,101人に支給するとともに、修学奨学金の貸与を287人に行い、高校教育に係る経済的負担の軽減を図りました。奨学給付金については、家計急変世帯も支援対象にするとともに、県独自の支援として、物価高騰による学用品等の増額分を支給しました。就学支援金については収入が著しく減少した世帯を新たな支援対象に加え、家計急変世帯へのさらなる支援に取り組みました。
- ・小中学校における就学援助費のうち「新入学学用品費等」について、各市町で入学前支給に取り組まれるよう働きかけを行い、令和6年度の入学前支給は全ての市町で実施されることになりました。
- ・私立学校に通う子どもたちが安心して学べるよう、授業料減免を行った学校法人等(24法人)に対する助成や就学支援金(10,618人)および奨学給付金(1,222人)の支給等により、保護者等の経済的負担の軽減を図りました。

④ 発達支援が必要な子どもへの支援

- ・子ども心身発達医療センターでは、県における障がいや発達に課題のある子どもの専門医療・福祉施設として小児の医療体制・療育体制の充実を図っており、身近な地域での発達障がいへの支援体制を強化するため、小児科医等を対象とした連続講座を開催しているほか、地域支援ネットワークの構築推進のため市町職員等を対象とした発達障がいの専門人材の育成や、市町を訪問しての意見交換など、地域における支援体制の充実に取り組みました。

- ・初診予約方法について、これまでの電話予約に加えて電子申請を導入し、24 時間予約申込可能とするなど、初診予約方法を改善し、試行的に実施しました。
- ・途切れのない発達支援体制の構築のため、発達障がい児等への早期支援ツールである「CLM *と個別の指導計画」の幼稚園・認定こども園・保育所への導入を進めました。

2. KPI(重要業績評価指標)の達成状況と評価

KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度		6年度	7年度	8年度	5年度 の評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	
県が関わる子ども・子育て支援活動に参加した企業・団体数(累計)						①	
—	163 企業・団体	200 企業・団体	130%	210 企業・団体	—	230 企業・団体	a
153 企業・団体	190 企業・団体	203 企業・団体		—	—	—	
子どもの居場所数						③	
—	90 か所	105 か所	172.4%	240 か所	—	350 か所	a
78 か所	135 か所	181 か所		—	—	—	
地域の医療機関に対して行う発達障がいに関する連続講座の受講者数(累計)						④	
—	177 人	328 人	91%	350 人	—	377 人	b
127 人	228 人	319 人		—	—	—	

3. 今後の課題と対応

基本事業名

・令和6年度以降に残された課題と対応

① 子どもの育ちを支える地域社会づくり

- ・地域における継続的なイベント開催を支援する補助金を創設するとともに、引き続き「みえ次世代育成応援ネットワーク」の会員企業や子ども・子育て支援団体と連携しながら、子どもの学びや体験の機会の創出など、子どもの育ちを支援します。また、インターネットの適正利用に関する出前講座の実施など、青少年の健全育成に係る取組を実施します。
- ・子ども条例の制定から10年以上が経過し、共働き世帯の増加や地域コミュニティの変容など、子どもを取り巻く環境が大きく変化するとともに、虐待や不登校など、困難を抱える子どもが増加しており、今後の県の子ども施策のあり方を検討する必要があることから、令和5年度に実施した「三重県子ども条例」に基づく調査結果や、国のこども大綱の内容をふまえるとともに、子ども・若者の意見を聴きながら、三重県子ども条例の改正、および三重県こども計画(仮称)の策定に取り組めます。
- ・「みえ子ども・子育て応援総合補助金」について、令和5年度に採択した事業の効果を把握し、効果が高い取組が他の市町にも広がるよう周知に努めるとともに、引き続き補助を行うことにより、地域の実情に応じた子ども・子育て施策の充実を図ります。

② 家庭教育応援と男性の育児参画の推進

- ・上昇傾向にあるとはいえ、依然として男性の育児休業取得率(令和5年度発表値 25.7%)は女性と比べて低い状況です。令和5年度の県民1万人アンケートでは、男性の家事・育児参画を推進するためには、企業等における働き方や職場の理解が重要だとする意見が6割以上あることから、引き続き希望に応じて育児休業を取得できる職場環境づくりや、高校生や大学生等に対する出前講座の実施による男性の育児参画に向けた機運醸成を図ります。また、「ワンオペ育児」などの課題をふまえ、男性の育児参画の質の向上に取り組めます。

- ・子育てに不安を抱える保護者の悩みが軽減されるよう、保護者が参加する「みえの親スマイルワーク」の進行を担える人材を養成するとともに、保護者が子育てのヒントなどを学べる家庭教育応援 Web 講座を充実します。また、「みえ家庭教育応援プラン」について、家庭や子どもの育ちをめぐる変化や課題を分析したうえで、「みえ家庭教育応援方針」に改定します。

③ 子どもの貧困対策の推進

- ・「子どもの居場所」の活動を持続可能なものとするため、経済的支援や子どもの居場所づくりに向けた人材育成支援を行っていきます。支援にあたっては、子どもの居場所運営団体の意見等をふまえながら、多様化する「子どもの居場所」の活動に沿った人材育成の充実等さまざまな「子どもの居場所」のニーズに対応していきます。
- ・ひとり親家庭向けの支援制度の認知や利用を向上させるため、母子・父子福祉センターにおいて運用する「ひとり親家庭等相談用AIチャットボット」システムのFAQ(想定する質問内容)の向上に取り組むことで、相談体制の充実を図ります。
- ・ひとり親家庭等に対して貸付を行う母子父子寡婦福祉資金について、家計急変者にも対応しながら、ひとり親家庭等の生活基盤の安定や自立の促進を図ります。
- ・ひとり親家庭の子どもの学習支援について、ひとり親家庭学習支援ボランティア事業の補助対象を低所得子育て世帯等にも拡大し、市町への補助を実施するとともに、県所管地域(多気町を除く郡部)における生活困窮家庭の児童・生徒等に対する学習支援等に取り組みます。
- ・「三重県ひとり親家庭等自立促進計画(第4期)」及び「三重県子どもの貧困対策計画(第2期)」が最終年度となることから、本県の状況とひとり親家庭や子どもを取り巻く環境変化をふまえ、次期計画の策定に取り組みます。
- ・ヤングケアラーへの支援体制をさらに強化するために関係機関の職員を対象とした研修を開催するほか、ヤングケアラーを適切な福祉サービスにつなげられるようにヤングケアラー・コーディネーターを配置します。また、支援ハンドブックを活用した出前講座の実施、当事者である子ども向けのハンドブックの作成、ヤングケアラー等がいる家庭の家事・育児等の支援を実施する市町への補助を通じて、市町におけるヤングケアラーの早期把握や切れ目のない支援につなげていきます。
- ・第一発見者となる学校、医療、福祉等の関係機関が連携し、ヤングケアラーに適切な支援が早期に届けられるよう、教育委員会等との連携を強化し体制整備を進めていきます。
- ・高校教育に係る経済的負担の軽減を図るため、引き続き、就学支援金や奨学給付金の支給、修学奨学金の貸与等を行います。就学支援金や奨学給付金については引き続き家計急変世帯を支援対象にするとともに、奨学給付金の給付額を増額し、低所得世帯のさらなる負担軽減に取り組みます。
- ・小中学校における就学援助が確実に行われるよう、国へ要望していくとともに、県内の市町等教育委員会の実態に応じた工夫などについての情報収集や各種会議における共有を図りながら、各市町教育委員会の就学援助制度の円滑な実施に向けた働きかけを行います。
- ・家庭の経済状況に関わらず、子どもたちが私立学校で安心して学べるよう、授業料減免を行った学校法人等に対する助成、就学支援金および奨学給付金の支給を行います。さらに、就学支援金について、新たに県独自の上乘せ補助を行い、保護者等の経済的負担の軽減を図ります。

④ 発達支援が必要な子どもへの支援

- ・子ども心身発達医療センターにおける途切れのない発達支援体制の構築のため、市町との連携強化や専門人材の育成に取り組むとともに、早期発見・支援につなげるため、地域の小児科医等を対象とした連続講座を開催するなど、身近な地域における医療の確保と支援体制の充実を図ります。加えて、「CLMと個別の指導計画」の保育所等への導入を促進します。
- ・初診予約方法について、これまでの取組の検証を行いながら、引き続きよりよい方法を検討していきます。

(参考)施策にかけたコスト (単位:百万円)

	令和4年度	5年度	6年度
予算額等	14,420	16,769	15,880
概算人件費	1,673	1,650	—
(配置人員)	(188人)	(187人)	—

施策 15-2 幼児教育・保育の充実

(主担当部局：子ども・福祉部)

施策の目標

(めざす姿)

保育士等の処遇改善や離職防止などの取組が進んだことにより、保育士不足がなくなり、待機児童が解消されています。また、病児保育や一時預かりなど、地域で多様な子育て支援が提供されるとともに、保育従事者の研修等により、幼児教育・保育の質が向上し、子どもたちがより豊かに育つ環境づくりが進んでいます。

めざす姿の実現に向けた総合評価

総合評価	評価の理由
C	<p>「三重県保育所・保育士支援センター」による就労相談や離職防止研修、Webサイト「みえのほいく」による情報発信、放課後児童クラブの整備や放課後児童支援員の処遇改善への支援などに取り組んだものの、待機児童発生の主な要因である保育士や放課後児童支援員の不足が続いていることから、待機児童解消には至っておらず、課題が残っています。</p> <p>また、保育士の資質向上および処遇改善を目的としたキャリアアップ研修について、オンラインを活用して実施した結果、研修修了者数が目標を上回るなど、幼児教育・保育の質の向上に向けて取り組んだものの、県内の認定こども園で不適切保育事案が発生し、課題が残っています。</p>
〔 A 順調 B おおむね順調 C やや遅れている D 遅れている 〕	

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和5年度の主な取組

① 幼児教育・保育サービスの充実

- ・県内の認定こども園で不適切保育事案が発生したことから、令和5年10月12日に市町への説明会を開催し、県と市が合同で実施した特別監査の結果についての情報共有等を行いました。また、再発防止を図るため、保育士等を対象とした研修会を実施(3会場、140人受講)しました。
- ・待機児童の解消に向けて、保育士を加配して低年齢児保育の充実を図る市町への支援(16市町、117施設)を一部拡充して行いました。また、保育士をめざす学生への修学資金貸付の対象枠を拡充して、貸付(新規39人、継続44人)を行いました。
- ・保育士等の資質向上および処遇改善を目的に、保育士等キャリアアップ研修をオンラインで実施(修了者2,356人)しました。また、保育士の確保に向け、「三重県保育士・保育所支援センター」による就労相談・支援(478件)や新任保育士の就業継続支援研修(2会場、194人受講)、保育所の管理者・経営者を対象とした職場環境改善のためのマネジメント研修(2回(オンライン))を実施したほか、Webサイト「みえのほいく」による情報発信を行いました。
- ・潜在保育士の保育現場への復帰に向けて、県内で保育士登録されている有資格者に対して、三重県保育士・保育所支援センターや保育士就職支援準備金貸付制度の紹介や、保育士に関する研修会やイベント、現場見学や職場体験などの情報提供を行いました。
- ・令和4年度に実施した現役保育士や保育士を養成する大学の学生へのアンケート調査結果をふまえ、保育の仕事の魅力について広く発信しました。また、指定保育士養成施設や関係機関等と連携を図り、みえ自然保育協議会を立ち上げ、自然保育の魅力発信等に取り組みました。
- ・幼児教育・保育施設の児童の安全管理を徹底するため、通園バスに設置が必要な機器等の整備に対する支援を行いました。
- ・市町による地域の子育て支援を充実させるため、地域の子育て支援の担い手となる「子育て支

援員」を養成する研修について、新たに「地域子育て支援コース」を加え、オンラインで実施(修了者 92 人)しました。

- ・個性豊かで特色ある教育が推進されるよう、私立幼稚園や認定こども園を設置・運営する学校法人の支援を行いました。
- ・物価高騰の影響を受けた私立幼稚園や認可外保育施設、保護者の負担軽減を図るため、給食費、電気・ガス料金、送迎バス燃料費の価格上昇分の一部の補助を行いました。
- ・県内各市町の幼児教育の質の向上や小学校教育への円滑な接続を図るため、幼児教育アドバイザー等を派遣し、県内の取組や成果をまとめ、保育者の研修に活用できるよう情報提供を行うとともに、各施設等における取組への指導・支援を行いました。また、生活習慣チェックシートを各幼児教育施設に配布し、幼児教育施設と家庭が連携した就学前の子どもたちの適切な生活習慣の確立を促進しました。

② 放課後児童対策の推進

- ・放課後児童クラブの待機児童の解消と、子どもが放課後を安全・安心に過ごすことができる居場所づくりのため、放課後児童クラブの整備や運営、放課後児童支援員の確保等に向けた支援を行いました。また、放課後児童支援員を確保するための認定資格研修を実施(修了者 241 人)するとともに、資質向上に向けた研修を実施(修了者 171 人)しました。
- ・地域住民等の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として、学習や体験活動等を行う放課後子ども教室を設置する市町に対して支援(17 市町)しました。

2. KPI(重要業績評価指標)の達成状況と評価

KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度		6年度	7年度	8年度	5年度の 評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達 成状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	
保育所等の待機児童数						①	
—	0 人	0 人	0%	0 人	—	0 人	d
64 人	103 人	108 人		—	—	—	
県が実施するキャリアアップ研修における各分野の修了者数(累計)						①	
—	9,500 人	13,000 人	145.8%	16,300 人	—	21,300 人	a
8,221 人	11,384 人	13,740 人		—	—	—	
放課後児童クラブの待機児童数						②	
—	0 人	0 人	0%	0 人	—	0 人	d
28 人	52 人	78 人		—	—	—	

3. 今後の課題と対応

基本事業名

- ・令和6年度以降に残された課題と対応

① 幼児教育・保育サービスの充実

- ・県内の認定こども園での不適切保育事案の発生を受け、県内の保育士の離職防止および保育所等の勤務環境改善を進めるため、新たに私立保育所等に対して、専門家などによるアウトリーチ*の相談支援等を行うことにより、保育人材の確保や働き方改革による処遇改善等を図ります。また、不適切保育の防止のための研修を実施します。
- ・待機児童を解消するためには、保育士の確保が喫緊の課題であることから、保育士をめざす学生等への貸付や保育補助者の雇上げ等を行う保育所への補助等を行います。また、保育士の業務負担を軽減するため、保育を行う上で特に配慮が必要とされる児童の受入れのために保

育士を加配している私立保育所等への支援を拡充します。

- ・保育の質の向上と保育士の処遇改善のため、オンラインを活用して保育士等キャリアアップ研修を実施します。また、保育補助者の活用やICTの導入など、保育所等の職場環境の改善を支援するほか、潜在保育士等の就労促進を支援します。
- ・市町による地域の子育て支援を推進するため、支援を担う専門人材を育成する「子育て支援員研修」を実施します。また、医療的ケア*児や障がい児の保育を支援するため、保育環境の整備や保育士の加配、保育支援者等の配置に取り組む市町を支援します。
- ・個性豊かで特色ある教育が推進されるよう、私立幼稚園や認定こども園を設置・運営する学校法人を引き続き支援します。なお、今後も認定こども園等への移行を希望する園があれば、支援を行います。また、みえ自然保育協議会での取組を通じて、自然保育を推進します。
- ・県内の幼児教育の質の向上および幼保小接続について、一層の充実が必要であるため、各市町・園研修等に幼児教育スーパーバイザーや幼児教育アドバイザーを派遣するとともに、研修会を実施します。また、就学前の子どもたちの適切な生活習慣を確立するため、引き続き、生活習慣チェックシートを配布し、活用を促進します。

② 放課後児童対策の推進

- ・放課後児童クラブの待機児童解消には施設の整備や人材の確保が喫緊の課題であることから、引き続き放課後児童クラブの整備や運営、放課後児童支援員等の確保や処遇改善に向けた支援や研修などに取り組むとともに、放課後児童支援員の資格認定研修については、多数の児童が利用する夏休みまでに資格取得が間に合うように受講期間を設定して実施します。
- ・ひとり親家庭の放課後児童クラブ利用料に対する補助を拡充して、ひとり親家庭の経済的負担の軽減に取り組みます。
- ・多くの地域住民の参画を得て、放課後等に児童が多様な学習や体験活動を行えるよう、引き続き、放課後子ども教室を設置する市町を支援します。

(参考)施策にかかったコスト (単位:百万円)

	令和4年度	5年度	6年度
予算額等	11,438	11,105	11,433
概算人件費	80	88	—
(配置人員)	(9人)	(10人)	—

施策 15-3 児童虐待の防止と社会的養育の推進

(主担当部局：子ども・福祉部)

施策の目標

(めざす姿)

虐待から子どものかけがえのない命や尊厳を守るため、地域社会全体の児童虐待防止に対する理解が広がり、児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応が進んでいます。また、全ての子どもが、家庭あるいは良好な家庭的環境でできる限り養育されるよう、子ども家庭支援の充実や里親委託の促進、施設の小規模グループケア化などの取組が進み、施設入所中から退所後まで切れ目のない自立に向けた支援を受けることができています。

めざす姿の実現に向けた総合評価

総合評価	評価の理由
D	<p>これまでも、児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応のための取組を進めてきたところですが、令和5年5月に児童相談所が関わっていた児童が死亡する事案が発生し、子どものかけがえのない命を守ることができませんでした。第三者による検証委員会で検証を進めるとともに、既に明らかになっている課題へ対応するため、当面の再発防止策を講じて対応しましたが、検証委員会による検証結果もふまえ、今回のような事態が二度と発生することがないように一層の再発防止策を講じることで、児童虐待対応の強化に取り組む必要があります。</p> <p>また、社会的養護を必要とする子どもの支援では、児童養護施設等の整備や自立支援コーディネーターの配置などの支援に取り組みましたが、乳児院・児童養護施設の多機能化等への取組は、施設の人材確保や人材育成等について課題が残っており、目標達成には至っていません。</p>

[A 順調 B おおむね順調 C やや遅れている D 遅れている]

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和5年度の主な取組

① 児童虐待対応力の強化

- ・令和5年5月に児童相談所が関わっていた児童が死亡する事案をうけて、第三者による検証委員会の検証結果を待たずに直ちに実施できる再発防止策として、「児童本人の安全を対面で確認することの徹底」、「一時保護の機会を逃さないリスク再評価の実施」、「リスク評価にかかる総合判断力の強化」、「関係機関との連携強化による安全確認体制の構築」に取り組みました。
- ・国の「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に基づき、児童福祉司等の専門人材の確保を進めるとともに、研修等による計画的な人材育成に努めました。
- ・児童相談所の相談体制を強化していくため、AI*を活用した児童虐待対応支援システムの精度向上や、SNS を活用した相談対応に取り組みました。また、北勢児童相談所および鈴鹿児童相談所に外国人支援員を配置し、増加する外国につながる子どもの虐待防止対策に取り組みました。
- ・子どもの権利擁護を推進するため、多機関連携の推進や協同面接の確立に取り組むとともに、一時保護所等にアドボケート*を派遣し、子どもが意見表明できる体制整備に取り組みました。
- ・地域の対応力強化に向けて、市町との継続した定期協議を実施し、要保護児童対策地域協議会の運営強化のためのアドバイザー派遣等を行うとともに、市町職員を対象とした研修の充実を図りました。あわせて、令和6年度から市町への設置が努力義務とされた「子ども家庭センター」の設置を見据えた、子ども家庭総合支援拠点の早期設置に向けた支援を行いました。

② 社会的養育の推進

- ・里親リクルートから里親研修、子どもとのマッチング、里親委託中から委託解除後の支援までを行うフォスタリング*機関(里親養育包括支援機関)を新たに南勢志摩地域に設置(県内に4か所設置)し、里親制度を多角的に普及・啓発するとともに、新たな里親登録者の拡大、里親の養育技術の向上等の取組を進めました。また、里親家庭よりケアニーズが高い児童が委託されることが多いファミリーホームについて、職員体制整備のための補助金を創設し、家庭的養育の充実と職員の負担軽減に取り組みました。
- ・児童養護施設等において、子どもに家庭的な環境を提供できるよう、施設の小規模グループケア化や地域分散化を支援し、令和5年度は東紀州地域において、初めての児童養護施設等を熊野市に整備しました。
- ・社会的養護経験者の円滑な自立に向けて、NPO等と連携し、施設等における自立支援体制を充実させるため、施設退所前から退所後まで切れ目のない支援体制の整備に取り組みました。
- ・北勢児童相談所および国児学園の入所児童の生活環境の改善を図るため、老朽化が進む施設の建替えに向け、令和5年度は国児学園の整備基本計画を策定しました。

2. KPI(重要業績評価指標)の達成状況と評価

KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度		6年度	7年度	8年度	5年度 の評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	
児童虐待により死亡した児童数						①	
—	0人	0人	0%	0人	—	0人	d
0人	0人	1人		—	—	—	
乳児院・児童養護施設の多機能化等の事業数(累計)						②	
—	14事業	16事業	33.3%	18事業	—	18事業	d
13事業	13事業	14事業		—	—	—	
児童養護施設退所児童等の退所3年後の就労率						②	
—	58.5%	61%	106.6%	63.5%	—	68%	a
56% (2年度)	63% (3年度)	65% (4年度)		—	—	—	

3. 今後の課題と対応

基本事業名

- ・令和6年度以降に残された課題と対応

① 児童虐待対応力の強化

- ・令和6年3月にとりまとめられた第三者による検証委員会の検証結果もふまえ、今回のような事態が二度と発生することがないよう一層の再発防止策を講じることで、児童虐待対応の強化に取り組んでいきます。
- ・児童や保護者の状況、家庭環境などの変化等をきめ細かく把握するため、対象児童が在籍する学校等を定期的にモニタリングする事業を更に拡大し、児童の見守り体制を強化していきます。
- ・「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に基づき、児童福祉司や児童心理司の人材確保を計画的に推進するとともに、児童相談所の人材育成計画を策定し、研修等により専門人材の育成に努めます。

- ・児童虐待相談対応件数が増加する中、児童相談所における虐待対応力の強化を図るため、虐待対応へのAI技術の活用によるリスクアセスメントのさらなる精度向上や職員の判断の質の向上を図り、迅速で的確な相談対応を行うとともに、その後の再発防止、家族再統合等の家族支援を行っていきます。
- ・身近な相談ツールとしてSNSを活用した、子ども等が相談しやすい環境を整えるなど、児童相談所における相談体制を構築するとともに、生活環境や文化の違い等を理由に課題を抱えた外国につながる家庭からの相談に対応するため、引き続き児童相談所に外国人支援員を配置し、外国につながる子どもの虐待防止対策に取り組みます。
- ・児童虐待の防止に向け、保護者支援プログラムの周知や、保護者支援プログラムを実施できる児童福祉に関わる職員等の育成を行うなど、親子関係の再構築に係る体制を強化します。
- ・改正児童福祉法に対応するため、一時保護所に加えて児童養護施設等にもアドボケイトを派遣し、子どもが意見表明できる体制を整備していきます。
- ・「こども家庭センター」の設置を促進するため、要保護児童対策地域協議会の体制強化を行うとともに、統括支援員を対象とした研修による人材育成や市町コーディネーターを配置し市町の児童相談体制の強化を図ります。

② 社会的養育の推進

- ・社会的養育推進計画に基づいて、施設職員の人材育成や施設の多機能化に向けた取組を支援し、一時保護専用施設の設置等を計画的に推進していきます。また、推進計画で設置を促進してきたフォスタリング機関が里親支援センターへスムーズに移行できるよう支援していきます。
- ・要保護児童に対する家庭的ケアの充実に向けて、施設養育においても小規模グループケア化や地域分散化を推進します。
- ・ファミリーホームにおいて、直接処遇職員の業務負担を軽減することを目的とした補助金の交付を継続し、ファミリーホームの機能充実を図ります。
- ・社会的養護経験者は自立にあたって困難を抱える場合が多く、丁寧なサポートが必要であるため、施設等入所中から退所後まで一貫した相談支援体制を整備するなど、社会的養護経験者への切れ目のない支援に取り組みます。
- ・令和7年度から始まる次期社会的養育推進計画の策定に向けて、検討委員会を立ち上げ、次期計画策定要領に基づいて計画の策定を図ります。
- ・令和5年度末に策定した基本計画に基づき、国児学園の寮舎等の建替えに向けた調査・設計を行います。また、北勢児童相談所の一時保護所の建替えに向けて、基本計画の策定を進めていきます。

(参考)施策にかけたコスト (単位:百万円)

	令和4年度	5年度	6年度
予算額等	4,598	5,023	5,456
概算人件費	1,442	1,579	—
(配置人員)	(162人)	(179人)	—

施策 15-4 結婚・妊娠・出産の支援

(主担当部局：子ども・福祉部)

施策の目標

(めざす姿)

結婚・妊娠・出産の希望がかなう地域社会の実現に向けて、地域における広域的な出会いの場の創出や、自らのライフデザインを考える取組、不妊や不育症に悩む人の負担軽減につながる支援、妊産婦やその家族が安心して子どもを産み育てられる環境づくりに向けた取組が進んでいます。

めざす姿の実現に向けた総合評価

総合評価	評価の理由
A	<p>みえ出逢いサポートセンターによる情報発信や市町と連携したイベントの実施に加え、新たに1対1の引き合わせが県内全域で行われるなど、地域における出会いの場の創出が進んでいます。また、不妊・不育症に悩む家族への支援として取り組んだ不妊症サポーターの育成はわずかに目標に到達しなかったものの、大学生や企業の若手社員を対象としたライフデザインに関する講座の開催や、さまざまな不安を抱える妊産婦に対して心身のケアや育児のサポートを広域的に行う「妊産婦のほっとスポット」構築モデル事業の実施、母子保健コーディネーターの養成に取り組むなど、結婚・妊娠・出産の希望がかなう地域社会の実現に向けた取組が順調に進んでいます。</p>

[A 順調 B おおむね順調 C やや遅れている D 遅れている]

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和5年度の主な取組

① 出会いの支援

- ・みえ出逢いサポートセンターのサテライト拠点を南勢地域に新設するとともに、県内3地域に専属のコンシェルジュを配置しました。強化した体制をいかして、相談支援(3,647件)・出会いの機会にかかる情報提供を充実させるとともに、市町等と連携し、出会いイベント等の開催(計18日、278名参加)に取り組みました。
- ・結婚を希望する方同士のマッチングをボランティアで担う「みえの縁むすび地域サポーター」について、養成講座を修了した72名を認定し、その活動を通じた「1対1の引き合わせ」に取り組みました(引き合わせ210件)。
- ・結婚を希望する従業員の応援に取り組む「みえの縁むすびサポート企業」として16社を認定し、企業間での出会いイベントの開催に向けて情報交換等を行いました。
- ・インターネット型婚活サービスの普及など、多様化する婚活の状況をふまえ、連携協定を締結した民間事業者と連携し、安心・安全な婚活に関する啓発セミナーを開催しました(計3回、52名参加)。

② 思春期世代におけるライフデザインの促進

- ・子どもたちが家庭生活や家族の大切さ、妊娠・出産や性に関する正しい知識を習得し、自らのライフデザインを考えられるよう、パンフレットやWebコンテンツの提供による普及啓発に取り組みました。
- ・妊娠・出産や性の多様性など、正しい知識を習得し、自らのライフプランを考える基盤ができるよう、妊娠や出産がより身近となる大学生や企業の若手社員に対しても取組を進めていく必要があるため、大学や企業、産婦人科医会と連携し、ライフデザインに関する講座を開催(大学:4校935人、企業:3社179人)しました。
- ・ライフプラン教育に携わる養護教諭等を対象に、思春期世代の子どもたちの現状やその家族が

抱える性に関する課題等を理解し、課題解決に向けた支援方法等を学ぶことを目的とした「思春期保健指導セミナー」(参加者199人)を開催しました。

・予期しない妊娠や思春期の性について悩む人に対して、電話およびSNSを活用した相談対応(電話:117件、LINE: 633 件)を行うとともに医療機関受診の同行支援(4件)を行いました。また、予期しない妊娠等で悩む人が早期に相談窓口につながるよう、相談先の周知啓発を強化しました。

③ 不妊・不育症に悩む家族への支援

・不妊や不育症に悩む人の精神的負担を軽減するため、不妊専門相談センターで電話相談対応(208件)を行うとともに、不妊ピアサポーター*を活用した当事者同士の交流会について、毎月第3火曜日の実施に加えて、参加者の利便性を考慮し、日曜日にも実施(1回)しました。

・不妊治療の保険適用に伴い、国の特定不妊治療費助成制度は終了しましたが、自己負担額を理由に治療を諦めることがないよう、保険適用外の先進医療等に対して県独自の助成制度により、市町と連携のうえ経済的支援を行いました。あわせて、不育症や妊孕性温存治療に取り組む際の費用助成を行いました。

・不妊治療と仕事の両立に向けて、企業を対象としたセミナーを開催し、不妊治療に関する正しい知識の普及や職場での理解促進を図るとともに、企業内で当事者に寄り添った支援ができる人材を育成するため、不妊症サポーター養成講座を開催しました。

④ 切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実

・「出産・育児まるっとサポートみえ*」の取組として、産後の子育ての負担感や孤立感を軽減するための産後ケア事業や産前・産後サポート事業に従事する保健師などの専門職を対象とした研修会(4回、延べ176 人受講)を開催するとともに、母子保健コーディネーターの養成(30 人)を行いました。

・妊娠期から出産、子育て期にわたり不安を抱える方々に対し寄り添い、健やかな育児につなげられるよう LINE 相談(577 件)による支援を行いました。

・難聴児の早期発見・早期療育に向けて、新生児聴覚検査体制の整備に取り組むとともに、市町や関係機関との連携を強化するため、検討会を開催しました。また、市町、関係機関等と連携し県内の難聴児の検査、治療等の状況を把握するとともに、早期療育へとつなげるためのデータベースシステムを構築し、運用を開始しました。

・予防可能な子どもの死亡を減らすため、小児死亡にかかる情報等を収集し、多機関が連携して予防のための子どもの死亡検証(CDR)について取り組みました。また、子どもの死因を調査し、その予防策等を検証し、検証から得られた予防策について各部局と連携して取り組みました。

・市町が実施する妊婦・子育て世帯への伴走型相談支援、経済的支援(出産・子育て応援ギフト)の各事業に係る費用の一部を補助しました。また、市町における出産・子育て応援ギフトの効率的な支給を図るため、県においてデジタル給付のしくみを構築しました。

・小さく生まれた赤ちゃんと家族のために、医療機関や市町、当事者などの協力を得て作成した、母子健康手帳とあわせて使用する手帳「みえりトルベビーハンドブック」について、県内の周産期母子医療*センター等や市町に配布しました。

・心身の不調や育児不安等がある、または多胎児の育児等により負担が大きい妊産婦に対して、母子生活支援施設を活用し、助産師等による心身のケアや育児のサポートなどを広域的に行う「妊産婦のほっとスポット」構築モデル事業を実施しました。

2. KPI(重要業績評価指標)の達成状況と評価

KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度		6年度	7年度	8年度	5年度 の評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	
みえ出逢いサポートセンターが情報発信するイベント(セミナー、交流会等)数						①	
—	366 件	386 件	114.8%	406 件	—	450 件	a
346 件	438 件	443 件		—	—	—	
思春期保健指導セミナーへの養護教諭の参加者数(累計)						②	
—	85 人	125 人	134.3%	165 人	—	240 人	a
45 人	90 人	137 人		—	—	—	
母子保健コーディネーター養成数(累計)						④	
—	245 人	270 人	125%	295 人	—	325 人	a
227 人	246 人	276 人		—	—	—	
不妊症サポーター養成数(累計)						③	
—	108 人	144 人	92.7%	182 人	—	264 人	b
72 人	103 人	141 人		—	—	—	

3. 今後の課題と対応

基本事業名

・令和6年度以降に残された課題と対応

① 出会いの支援

- ・令和4年度に実施した「みえ県民1万人アンケート」においても、結婚を希望する方の未婚理由として「出会いがない」が最も多かったことから、引き続き、みえ出逢いサポートセンターの利用を促進し、結婚を希望する方への相談支援・情報提供を行うほか、市町等との連携による出会いの機会の創出に取り組みます。
- ・「みえの縁むすび地域サポーター」の活動を広げながら、結婚を希望する方同士の「1対1の引き合わせ」に引き続き取り組むとともに、従業員の結婚を応援する企業等による出会いの機会の創出を支援します。
- ・若い世代を中心にマッチングアプリが普及している状況をふまえ、安心・安全な婚活に関する啓発を実施します。

② 思春期世代におけるライフデザインの促進

- ・ライフプラン教育は、思春期世代の子どもたちだけでなく、妊娠や出産がより身近となる大学生や企業の若手社員に対しても取組を進めていく必要があるため、産婦人科医会等と連携を図り大学や企業での講座の開催や情報発信に取り組みます。
- ・思春期の性の悩みや予期せぬ妊娠等に悩みを抱える若年層の相談に対応するため、引き続き妊娠レスキューダイヤル「妊娠 SOS みえ」による電話および SNS 相談を行うとともに、積極的な相談窓口の周知に取り組みます。

③ 不妊・不育症に悩む家族への支援

- ・不妊や不育症に悩む人の精神的負担を軽減するため、引き続き不妊専門相談センターにおいて電話相談、面接相談を実施するとともに、不妊ピアサポーターを活用した身近な地域での当事者同士の交流会を開催します。
- ・経済的な理由により不妊治療を諦めることがないよう、引き続き保険適用外となった先進医療

等に対して市町と連携のうえ助成を行うとともに、不育症についても検査費用や治療費に係る助成を行っていきます。

- ・小児および思春期・若年(AYA 世代)でがんと診断された方が、妊孕性温存治療に取り組む際の費用を引き続き助成します。加えて、関係医療機関へ向けて助成制度のさらなる周知を進めます。
- ・不妊治療と仕事の両立に向けて、引き続き治療への理解を深めるためのセミナーの開催や、両立できる体制を整備するため、企業に対するアドバイザー派遣を行います。

④ 切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実

- ・各市町の母子保健活動の核となる人材を育成するとともに事業推進のための情報交換会や研修会を開催します。また、市町の実情に応じた母子保健体制の整備を支援するため、専門性の高いアドバイザーを市町に派遣します。
- ・妊娠期から出産、子育て期にわたり不安を抱える方々に対し寄り添い、健やかな育児につなげられるよう、引き続き LINE 相談による支援を行います。
- ・新生児聴覚検査体制の強化を図るため、県内の難聴児の検査、治療、療育等の状況を把握するためのデータベースシステムを活用し、情報共有を行います。
- ・市町が実施する妊婦・子育て世帯への伴走型相談支援、経済的支援(出産・子育て応援ギフト)の各事業に係る費用の一部を補助します。
- ・予防可能な子どもの死亡を減らすため、引き続き CDR による検証を実施し、検証から得られた予防策について各部局と連携して取り組みます。
- ・小さく生まれた赤ちゃんと家族のために作成した「みえりトルベビーハンドブック」について、医療機関や当事者の意見を取り入れ、更なる充実を図ります。
- ・さまざまな悩みを抱える妊産婦の不安解消を図り、相談支援をはじめ心身のケアや育児サポートなどきめ細かい支援を広域的に行うため、妊産婦のほっとスポット構築モデル事業を実施します。特に、多胎児家庭においてはほっとスポットの利用回数追加により育児負担の軽減を図るとともに、交流会等を実施していきます。

(参考)施策にかけたコスト (単位:百万円)

	令和4年度	5年度	6年度
予算額等	479	563	587
概算人件費	89	97	—
(配置人員)	(10人)	(11人)	—

用語説明

本文に掲載されている用語の説明です。

「掲載箇所」に記載されている内容は以下のとおりです。

- 第〇章（番号）：各章に掲載されています。
- 挑戦〇（番号）：第2章の該当する番号の7つの挑戦に掲載されています。
- 〇ー〇（番号）：第3章の各施策に掲載されています。
- 行政運営〇（番号）：第4章の該当する番号の行政運営の取組に掲載されています。

単語	解 説	掲載箇所
あ行		
アウトリーチ（訪問支援）	支援が必要であるにも関わらず届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけ、情報や支援等を提供すること。	挑戦6(1) 13-1 13-2 15-2
アドボケイト	対象者の心に寄り添い、権利を擁護し、意見を代弁する意見表明支援員のこと。	挑戦6(1) 15-3
医療的ケア	学校や在宅等の日常生活に必要なたんの吸引・経管栄養・気管切開部の衛生管理等の医療行為のこと。	2-4 13-2 14-3 15-2
か行		
感染症発生動向調査システム	感染症の発生の状況、動向および原因を明らかにし、国民・医療関係者への情報提供および公開を行うことにより、感染症に対する有効かつ的確な予防対策を図り、多様な感染症の発生・拡大を防止するシステム。	挑戦2 2-2
共同受注窓口	就労継続支援事業所等で働く障がい者の工賃引き上げと受注の拡大を図るため、共同して受注、品質管理等を行う仕組み。	13-2
さ行		
施設外就労	障がい者就労施設等が他事業者の作業（農業経営体の農作業など）の一部を請け負うこと。	13-2
出産・育児まるっとサポートみえ	親と子及びその家族が、県内どの地域においても切れ目のない一定の水準以上の母子保健サービスが受けられるなど、安心して子どもを産み、育てられ、子どもが健やかに育つ三重を実現するための、各市町の強みを生かした新たな三重県の出産・育児支援体制。	挑戦7 15-4
な行		
農業ジョブトレーナー	障がい者の適性を理解した上で、障がい者と農業者をつなぎ、農業分野において障がい者が働きやすくなるように支援する人材のこと。	13-2
農福連携	農林水産業に障がい者が就労することで、農林水産業分野と福祉分野の両方の課題を解決する取組。	13-2
は行		
ピアサポーター	同じ症状や悩みを持ち、同じような立場にある仲間が、自身の体験を語ることで、回復を支援するサポーターのこと。	挑戦7 13-2 15-4
フォスタリング	里親のリクルート及びアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親家庭のマッチング、未委託期間中及び委託解除後のフォローを含む里親養育への支援等、質の高い里親養育などを行うこと。	挑戦6(1) 15-3
プレコンセプションケア	女性やカップルを対象として、将来の妊娠のための健康管理を促す取組。	挑戦7

単語	解 説	掲載箇所
ま行		
みえ次世代育成応援ネットワーク	社会貢献として地域の子どもや子育て家庭を応援するという趣旨のもと加入した県内の企業・子育て支援団体等で構成するネットワークのこと。	挑戦6(1) 15-1
みえ漁師Seeds	時間や場所にとらわれず、漁業就業希望者が事前に十分な知識を得た上で漁師塾等に参加できるよう、県内漁業紹介動画や座学講座等をオンラインで配信する仕組み。	6-3
や行		
ヤングケアラー	一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども。	挑戦6(1) 15-1
ユニバーサルデザイン	「すべての人のためのデザイン」を意味し、障がいの有無や年齢、性別等にかかわらず、最初からできるだけ多くの人々が利用可能であるように施設、製品、制度等をデザインすること。	13-1
A B C (アルファベット)		
A I	Artificial Intelligenceの略。人間の思考プロセスと同じような形で動作するプログラム全般、あるいは人間が知的と感じる情報処理・技術全般。	挑戦5 挑戦6(1) 挑戦6(2) 3-1 6-1 10-1 11-1 14-2 15-1 15-3 第5章 行政運営6
B C P	Business Continuity Planの略。災害や事故などの緊急事態における企業や団体の事業継続計画。	第1章 挑戦2 1-1 7-1 13-1
C L M (Check List in Mie)	幼稚園・認定こども園・保育所に通う発達障がい児等の行動等を観察し、「個別の指導計画」を作成するために、県立子ども心身発達医療センター（旧小児心療センターあすなる学園）が開発したアセスメントツール。	15-1
D W A T (ディーワット)	災害派遣福祉チーム（Disaster Welfare Assistance Team）の略。災害時に避難所で生活する高齢者や障がい者等の福祉ニーズに対応するため、福祉専門職等で構成されるチームのこと。	13-1